

ともに子育てを支えあう地域づくり

広陵町
子ども・子育て
支援事業計画（第2期）

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

広 陵 町

は じ め に



子どもは、可能性に満ちあふれた未来であり、希望があります。元号が平成から令和に変わり、令和の時代、さらにはその先の時代を担う子どもたちやその子育てを支援することは我々の重大な使命であります。

本町におきましては、平成 27 年度から 5 年を 1 期とする「広陵町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子育てができるよう、様々な事業を推進してまいりました。

広陵北かぐやこども園や小規模保育事業所の開園による教育、保育の受け皿の確保、香芝市との連携等による地域子育て支援拠点事業の充実、子ども・子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）の設置等、一定の進展があった一方で働き方の多様化や共働き世帯の増加による保育ニーズの増加、核家族化が進む中での地域での孤立等、課題も浮き彫りになってまいりました。

このことから本計画におきましても、「ともに子育てを支えあう地域づくり」を基本理念として継承し、課題や反省を踏まえながら、さらに事業を加速し推進していくことといたしました。待機児童の発生には予断を許すことができず、放課後子ども育成教室のあり方を含めた放課後の子どもの居場所づくり等、課題は山積しておりますが、地域の皆さまのお力とお知恵をお借りしながら、子どもが健やかに育ち、充実した子育てができる地域づくりに努めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました広陵町子ども・子育て会議委員の皆さま、そしてアンケート調査やパブリックコメントなどにおいて貴重なご意見、ご提案をいただきました町民皆さまに心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

広陵町長 山村吉由

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	3
3	計画の位置づけ・関連計画等との連携	3
4	計画策定方法について	3
第2章	子どもを取り巻く状況	4
1	人口の状況	4
2	世帯の状況	6
3	結婚・離婚の状況	7
4	出生の状況	8
5	就労の状況	9
6	子どもに関する施設の状況	11
7	住民ニーズの状況	14
8	対応すべき課題の整理	27
第3章	計画の基本理念	29
1	基本理念	29
2	基本目標	30
3	施策体系	31
4	重点施策	32
第4章	施策の展開	33
基本目標1	妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり	33
1	相談支援体制と情報提供の充実	33
2	子どもの健やかな育ちの支援	35
3	子育てにかかる経済的負担の軽減	39
基本目標2	子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	41
1	多様な保育ニーズに対応するための支援	41
2	多様な働き方の実現に向けた取り組みの推進	44
3	ともに子育てを担う意識づくり	45
基本目標3	子どもの育ちを支援する環境づくり	47
1	子どもの居場所・交流の場づくり	47
2	子どもの「生きる力」を育む教育環境の充実	51
基本目標4	子どもを守る環境づくり	53
1	子どもの権利の尊重と児童虐待の防止	53
2	様々な子どもと子育てへの支援	55
3	子どもの安全の確保	60
第5章	子ども・子育て支援の具体的事業目標	63
1	子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像	63

2	幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	64
3	教育・保育提供区域の設定	66
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	68
5	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	81
第6章	計画の推進	82
1	計画の推進に向けて	82
2	計画の進行管理	83
資料編		84
1	計画策定について	84
2	用語解説	88

※本計画における「障がい」の表記について

本計画ではハンディキャップのある障がい者ご自身の心中と、「害」という漢字が与える印象を配慮して、「害」という文字を「がい」とひらがな表記しています。

法令用語や固有名詞などは、文字を変更することにより、本来示すべき対象が特定できなくなるおそれもありますが、文中に「障害」と「障がい」とが混在し、混乱を引き起こすことを避けるために、法令名、法令用語、国の指針など、固有名詞も含めて「障がい」と表記しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

住民の多様な保育・子育て支援ニーズに応え、本町の子ども・子育て支援を総合的、計画的に推進するため、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、平成27年3月に広陵町子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定しました。

計画策定後の国の動向をみると、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、希望出生率を1.8まで上昇させる指針が示されました。このため、女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、平成29年に公表された「子育て安心プラン」において、女性就業率が80%でも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育てへの支援に大規模な予算投入が明示され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

また、就学後の共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成30年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、放課後児童対策の充実を図るとされています。

加えて、児童福祉法の改正による児童虐待防止対策の強化、子どもの貧困対策に関する大綱に基づく対応など、市町村に求められる子育て支援策は拡大してきています。

本町においては、1期目の計画に基づき、広陵北かぐやこども園の開園など保育施設の整備をはじめ、放課後子ども育成教室の充実など放課後対策、子ども・子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）の開設など子育てへの不安を解消するための相談体制の充実などを推進してきました。

このたび、計画期間が終了することから、近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向を踏まえるとともに、子育て支援に関するニーズ調査を実施し、本町の現状と課題を再度、分析・整理し、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「広陵町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」（以下、「本計画」）を策定します。

近年の子ども・子育てに関する法・制度等の動向

	法律・制度等	内容
平成 27 年	子ども・子育て支援法関連 3 法施行	・市町村での子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
	保育士確保プラン策定	・加速化プランの確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保（平成 27 年に 9 万人分に拡大）
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取り組み強化
	次世代育成支援対策推進法改定	・令和 7 年 3 月末までの時限立法に延長
平成 28 年	子ども・若者育成支援推進大綱策定	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることを明言 ・児童虐待対策の強化 ・子育て世代包括支援センターの法制化
	ニッポン一億総活躍プラン策定	・保育士の処遇について、新たに 2 %相当の改善 ・平成30年度以降も保育の確保に取り組む
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化
平成 29 年	子育て安心プラン策定	・令和 2 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる
	子ども・子育て支援法一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担の引き下げ
平成 30 年	子ども・子育て支援法に基づく基本指針改正	・企業主導型保育や幼稚園の長時間預かり保育利用の取り扱いの変更を明示
	新・放課後子ども総合プラン策定	・共働き家庭が直面する「小 1 の壁」の打破するための放課後児童対策の充実
令和 元年	子ども・子育て支援法一部改正（幼児教育・保育の無償化）	・幼児教育・保育の無償化開始 ・施設等利用給付の創設（10 月施行）

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画					本計画（第2期計画）				
				見直し					

3 計画の位置づけ・関連計画等との連携

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置づけます。

また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく、放課後児童対策の計画的な整備の方向性を示す「市町村行動計画」を包含した計画とします。

さらに、本町の「総合計画」をはじめ、「幼保一体化総合計画」、「地域福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「男女共同参画行動計画」など、関連する各種計画との整合を図ります。

4 計画策定方法について

本計画の内容については、地域の実情に応じた計画とするため、子どもの保護者、関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成された「広陵町子ども・子育て会議」において審議・検討を行います。

また、計画の策定にあたっては、保育ニーズや町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、就学前児童・小学生児童の保護者を対象として、国の示した「子ども・子育て支援ニーズ調査」に基づくアンケート調査を行いました。

さらに、計画への住民の意見・要望を把握するためのパブリックコメントを実施します。

第2章 子どもを取り巻く状況

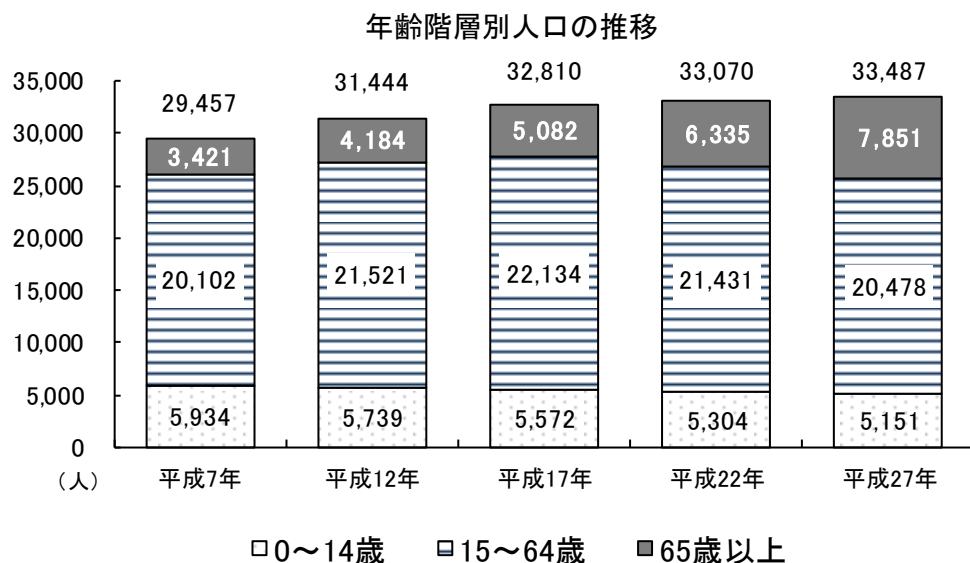
1 人口の状況

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、33,487人（平成27年国勢調査）で、近年の推移をみると平成12年の31,444人から、平成17年では32,810人、平成22年の33,070人と一貫して増加傾向にあります。

人口構造をみると、高齢者人口（65歳以上）は人数、割合ともに増加している一方、0～14歳の年少人口は減少しており、平成27年の年少人口割合は15.4%となっています。

また、年齢階層別人口割合（平成27年国勢調査）を国、県と比較すると、年少人口割合、生産年齢人口割合が国や県を上回り、高齢者人口割合は下回ります。



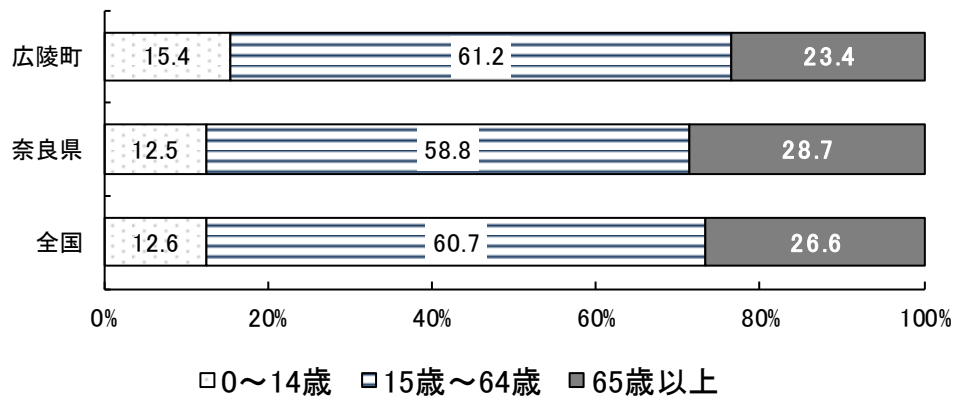
※総人口には年齢不詳を含む。

出典：国勢調査

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	29,457	31,444	32,810	33,070	33,487
年少人口(0～14歳)	5,934	5,739	5,572	5,304	5,151
構成比(%)	20.1	18.3	17.0	16.0	15.4
生産年齢人口(15～64歳)	20,102	21,521	22,134	21,431	20,478
構成比(%)	68.2	68.4	67.5	64.8	61.2
高齢者人口(65歳以上)	3,421	4,184	5,082	6,335	7,851
構成比(%)	11.6	13.3	15.5	19.2	23.4
年齢不詳	0	0	22	0	7

出典：国勢調査

年齢階層別人口割合の比較（平成 27 年）

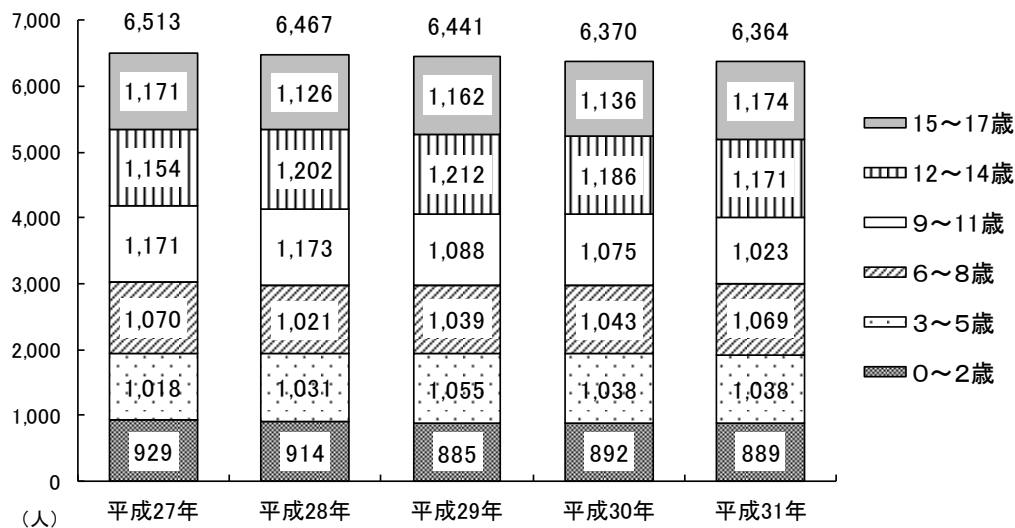


出典：平成 27 年国勢調査

（２）児童人口の推移

本町の児童人口（0～17 歳）の推移をみると、平成 27 年の 6,513 人から一貫して減少傾向にあり、平成 31 年では 6,364 人と平成 27 年から 149 人の減少となっています。

児童人口の推移



※各年 4 月 1 日現在

出典：住民基本台帳

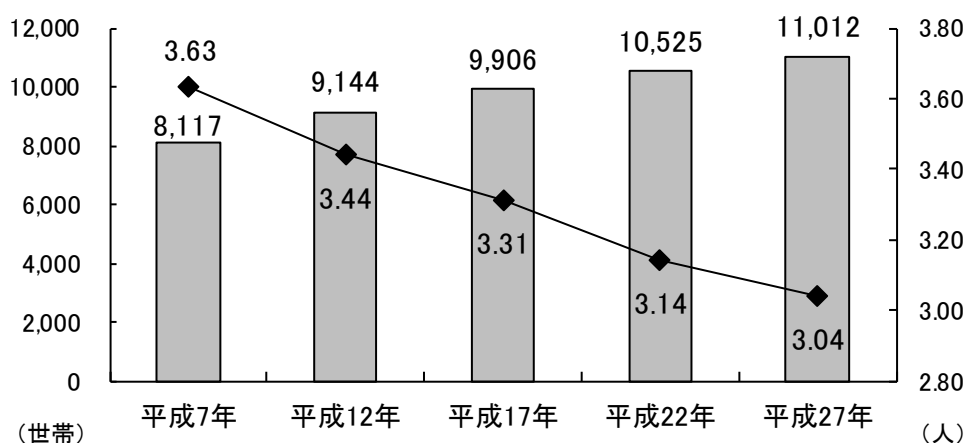
2 世帯の状況

(1) 世帯の推移

本町の世帯数は、11,012 世帯（平成 27 年国勢調査）で、近年の推移をみると平成 12 年の 9,144 世帯から、平成 17 年では 9,906 世帯、平成 22 年の 10,525 世帯と一貫して増加傾向にあります。一方、一世帯あたりの人員は平成 7 年の 3.63 人から平成 27 年には 3.04 人へと減少しています。

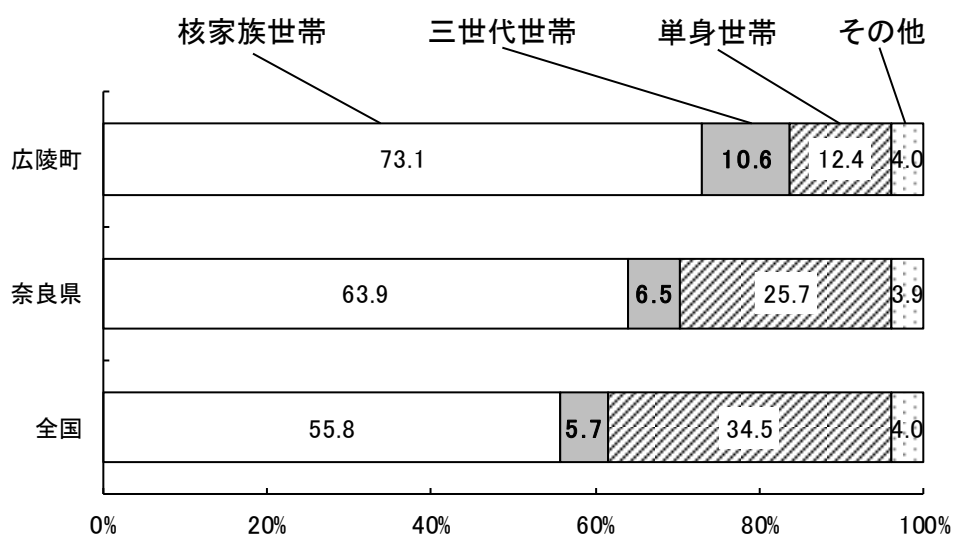
また、一般世帯（施設等の世帯を除いた世帯）の世帯構成割合を国、県と比較すると、本町は核家族世帯が国や県を大きく上回ります。

世帯と一世帯あたりの人員の推移



出典：国勢調査

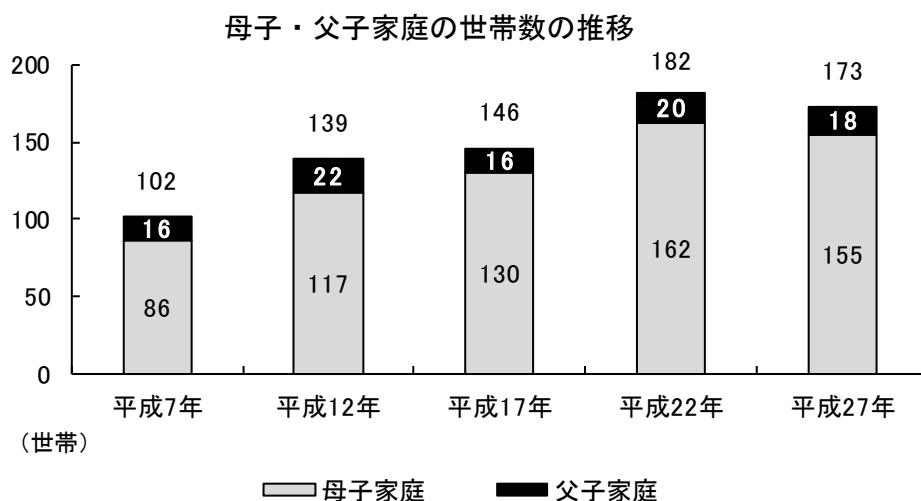
世帯構成割合の比較（平成 27 年）



出典：平成 27 年国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、平成 22 年まで増加傾向にありましたが、平成 27 年には減少して 173 世帯となっており、うち母子家庭 155 世帯、父子家庭は 18 世帯となっています。

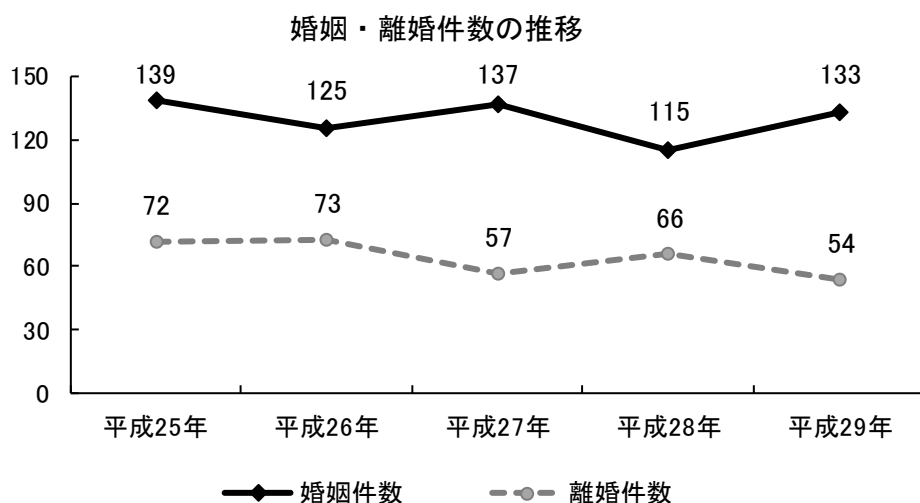


出典：国勢調査

3 結婚・離婚の状況

(1) 婚姻・離婚件数の推移

婚姻・離婚件数をみると、婚姻件数は平成 25 年の 139 件から上下に変動しながら推移し、平成 29 年には 133 件となっています。また、離婚件数は平成 25 年の 72 件から平成 29 年には 54 件とおおむね減少傾向で推移しています。

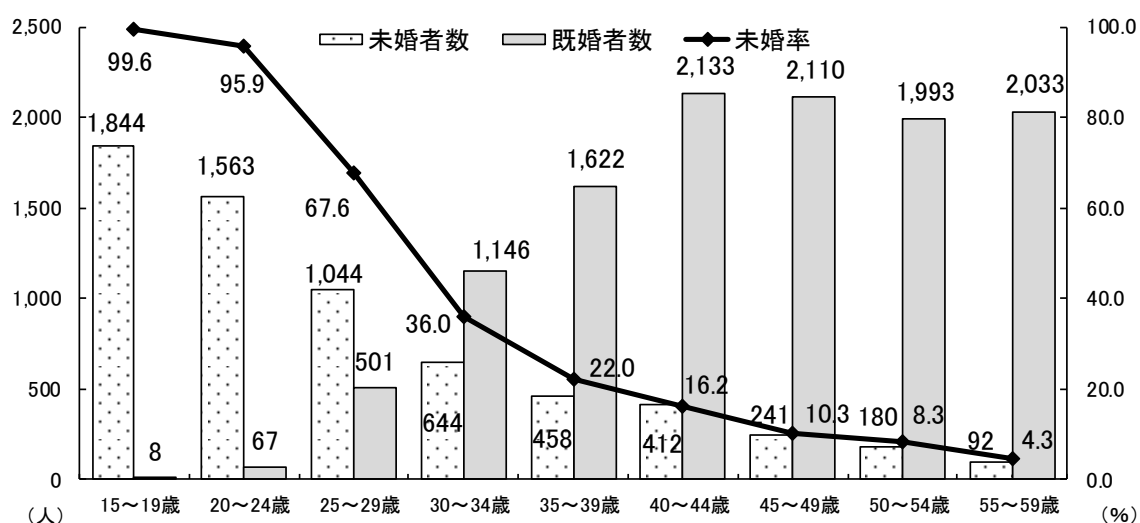


出典：人口動態統計

(2) 未婚者数の状況

本町の年齢別の未婚者数をみると、20代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30代前半になると逆転し、既婚者数が未婚者数を上回ります。未婚率についても、20代後半では7割弱(67.6%)ですが、30代前半では3割半ば(36.0%)に減少します。つまり30代前半ではおよそ6割強が既婚者ということになり、婚姻年齢の中心層であることがわかります。

年齢別未婚者・既婚者の状況（平成27年）



※離婚・死別は既婚者数に含む。

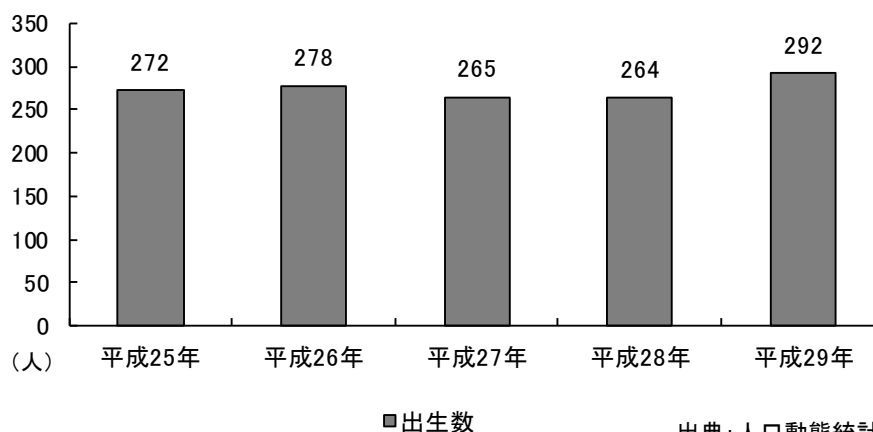
出典：平成27年国勢調査

4 出生の状況

(1) 出生数の推移

本町の出生数の推移をみると、平成27年、平成28年にかけて一度減少しましたが、平成29年で292人となっています。

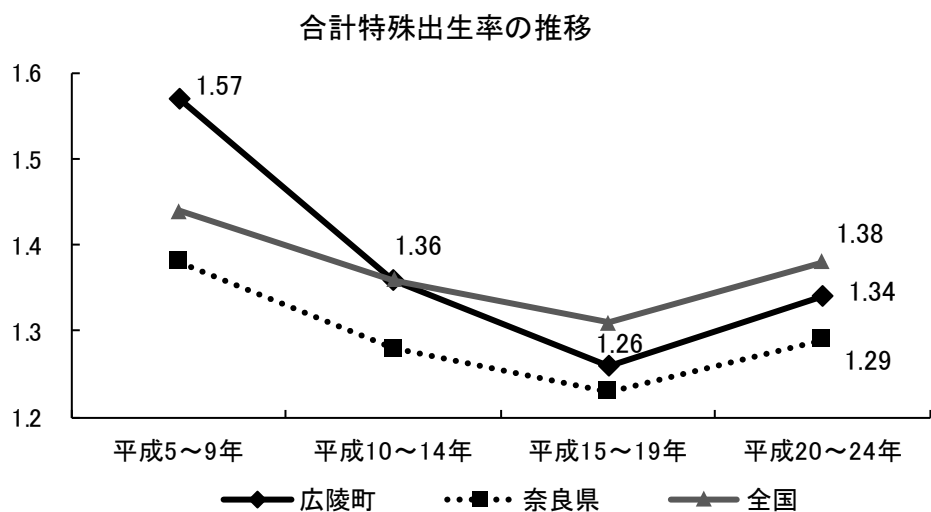
出生数の推移



出典：人口動態統計

（２）合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率（１人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は、平成20～24年の平均合計特殊出生率で1.34と、国（1.38）を下回るものの県（1.29）を上回ります。

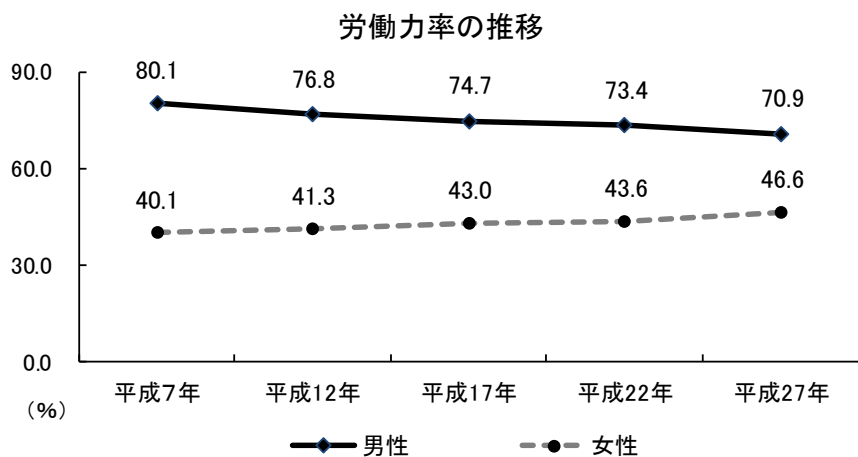


5 就労の状況

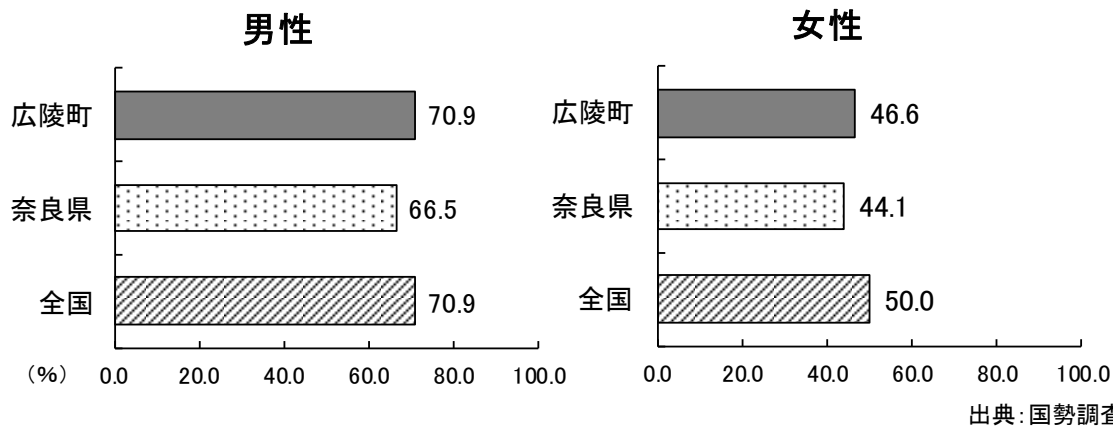
（１）労働力率の推移

本町の労働力率（15歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）の推移をみると、男性は減少傾向にあります。女性は微増傾向にあります。

また、本町の直近の労働力率を国、県と比較すると、男性では国平均とほぼ同じ割合となっていますが、女性では、全国でも労働力率の最も低い県平均とほぼ同じ割合となっています。



労働力率の比較（平成 27 年）

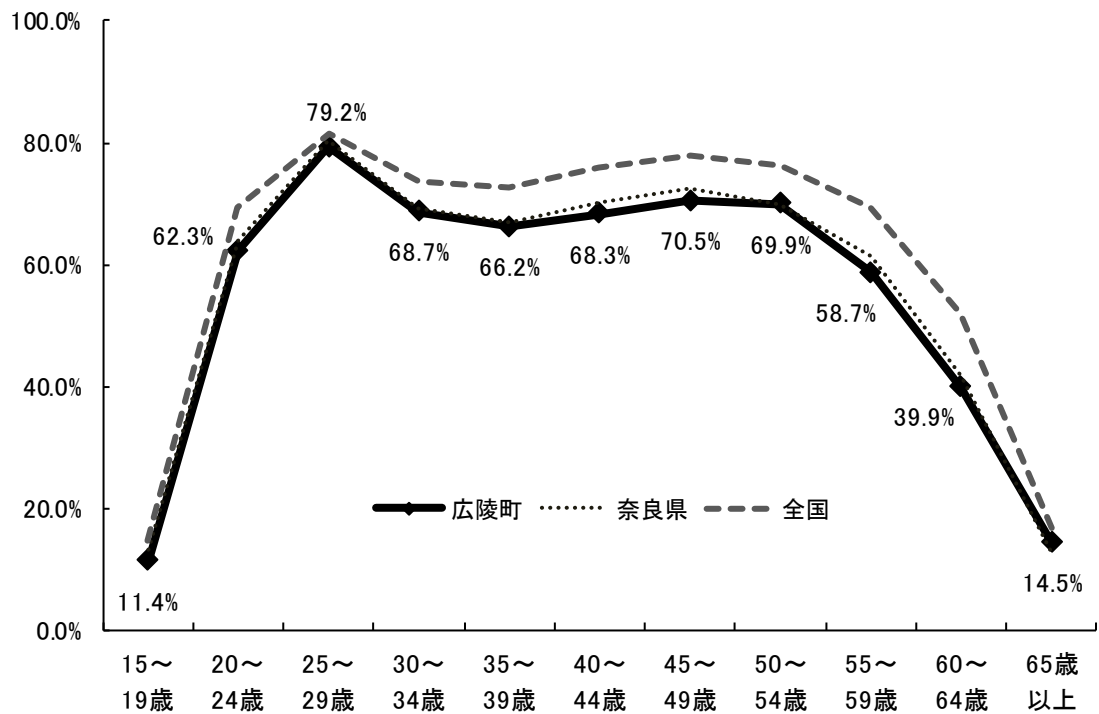


（２）女性の年齢別就業率の状況

本町の女性の労働力率を年齢５歳階級別でみると、国に比べて、本町、県は各年齢層の労働力率がおおむね低い傾向にあります。

また、国、県と同様に 30 代の結婚・出産・子育て期に労働力率が一旦低下する「M 字カーブ傾向」がみられます。

女性の年齢別就業率の状況（平成 27 年）



6 子どもに関する施設の状況

(1) 保育園の状況

保育園の状況をみると、保育園は6か所、定員が 650 人となっています。在籍者数は 684 人となっています。

保育園の状況

名称	住所	定員	在籍者数
広陵南保育園	広陵町大字南郷1150番地	60	74
広陵西保育園	広陵町馬見南3丁目9番8号	180	163
真美北保育園	広陵町馬見北5丁目13番3号	120	130
馬見労務保育園	広陵町大字平尾546番地	150	163
常葉保育園	広陵町大字百済1779番地3	70	80
ひだまり保育園	広陵町大字三吉1874番地2	70	74

※平成 31 年4月1日現在

(2) 幼稚園の状況

幼稚園の状況をみると、幼稚園は5か所、定員が 910 人となっています。在籍者数は 270 人となっています。

幼稚園の状況

名称	住所	定員	在籍者数
広陵西幼稚園	広陵町大字三吉 24 番地	140	40
広陵西第二幼稚園	広陵町大字平尾 512 番地	140	85
広陵東小学校附属幼稚園	広陵町大字百済 1831 番地1	140	43
真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園	広陵町馬見南2丁目1番 30 号	210	59
真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園	広陵町馬見北7丁目1番 32 号	280	43

※令和元年5月1日現在

出典: 学校基本調査

（３）認定こども園の状況

認定こども園の状況をみると、認定こども園は１か所、定員が 220 人となっています。在籍者数は 188 人となっています。

認定こども園の状況

名称	住所	定員	在籍者数
広陵北かぐやこども園	広陵町大字弁財天 297 番地2	220	188

※平成 31 年4月1日現在

（４）小規模保育事業の状況

小規模保育事業の状況をみると、小規模保育が１か所、定員が 19 人となっています。在籍者数は 10 人となっています。

小規模保育事業の状況

名称	住所	定員	在籍者数
おひさま保育園	広陵町大字笠 168 番地	19	10

※平成 31 年4月1日現在

（５）放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）の状況

放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）の状況をみると、放課後子ども育成教室は 7 クラブ、定員が 509 人、在籍児童数が 527 人となっています。

放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）の状況

名称	住所	定員	在籍児童数
あすなろクラブ	広陵町大字平尾 542 番地	100	106
あすなろ第二クラブ	広陵町大字平尾 533 番地	60	71
かしのきクラブ	広陵町大字百済 1625 番地 1	38	63
くすのきクラブ	広陵町大字弁財天 303 番地 広陵町大字弁財天 317 番地	91	67
ひまわりクラブ	広陵町馬見南 2 丁目 1 番 30 号	74	120
もくせいクラブ	広陵町馬見北 7 丁目 1 番 32 号	70	48
すぎのきクラブ	広陵町馬見北 7 丁目 1 番 32 号	76	52

※平成 31 年4月1日現在

(6) 小学校の状況

小学校の状況をみると、小学校は5校、在籍児童数が2,069人となっています。

小学校の状況

名称	住所	クラス数	在籍児童数
広陵東小学校	広陵町大字百済1625番地1	16(4)	274(15)
広陵西小学校	広陵町大字平尾542番地	28(7)	674(41)
広陵北小学校	広陵町大字弁財天303番地	17(6)	265(23)
真美ヶ丘第一小学校	広陵町馬見南2丁目1番30号	16(3)	415(11)
真美ヶ丘第二小学校	広陵町馬見北7丁目1番32号	20(4)	441(20)

※クラス数、在籍児童数は特別支援学級数と特別支援児童数を含んだ数

※括弧内は特別支援学級数と特別支援児童数の内訳

※令和元年5月1日現在

出典:学校基本調査

(7) 中学校の状況

中学校の状況をみると、中学校は2校、在籍生徒数が1,015人となっています。

中学校の状況

名称	住所	クラス数	在籍生徒数
広陵中学校	広陵町大字笠355番地	20(4)	560(20)
真美ヶ丘中学校	広陵町馬見中2丁目17番32号	17(5)	455(15)

※クラス数、在籍生徒数は特別支援学級数と特別支援生徒数を含んだ数

※括弧内は特別支援学級数と特別支援生徒数の内訳

※令和元年5月1日現在

出典:学校基本調査

7 住民ニーズの状況

(1) 実施内容等

広陵町第2期子ども・子育て支援事業計画策定にあたって、幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、国のモデル調査票を基本に、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためにアンケート調査を実施しました。

実施内容

項目	内容
■調査対象	①小学校就学前児童の保護者、②小学生児童の保護者
■調査機関	平成30年12月
■調査方法	郵送による配布・回収
■留意点	①比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100%を上下する場合があります。 ②基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。 ③「複数回答」とある問は、1人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、したがって、各回答の合計比率は100%を超える場合があります。 ④「前回調査」とは平成26年1月～2月に実施した「広陵町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の結果となります。

配布数・回収率

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	1,000 票	416 票	41.6%
小学生児童の保護者	1,000 票	447 票	44.7%

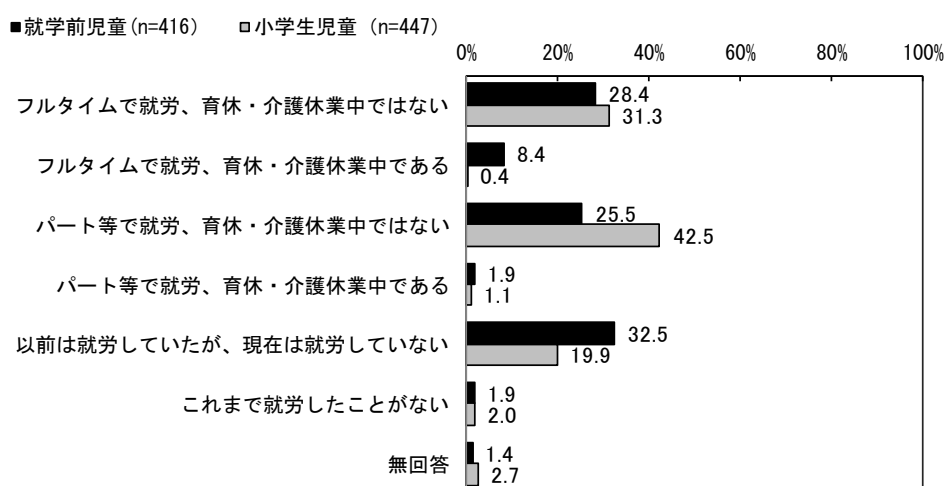
(2) 調査結果の概要

①保護者の就労状況

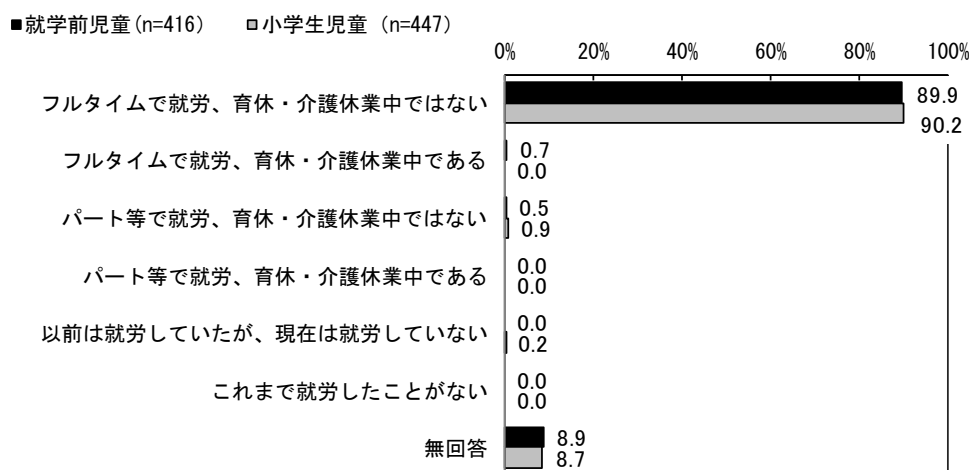
- 母親の就労状況は、就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」、小学生児童では「パート等で就労、産休・育休・介護休業中ではない」が最も多くなっています。
- 母親の就労状況を前回調査と比較すると、就学前児童、小学生児童ともに「以前は就労していたが、現在は就労していない」が減少し、「フルタイムで就労、育休・介護休業中ではない」及び「パート等で就労、産休・育休・介護休業中ではない」が増加しています。
- 父親の就労状況は、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労、育休・介護休業中ではない」が多数を占めています。

[就学前児童：問6／小学生児童：問8]

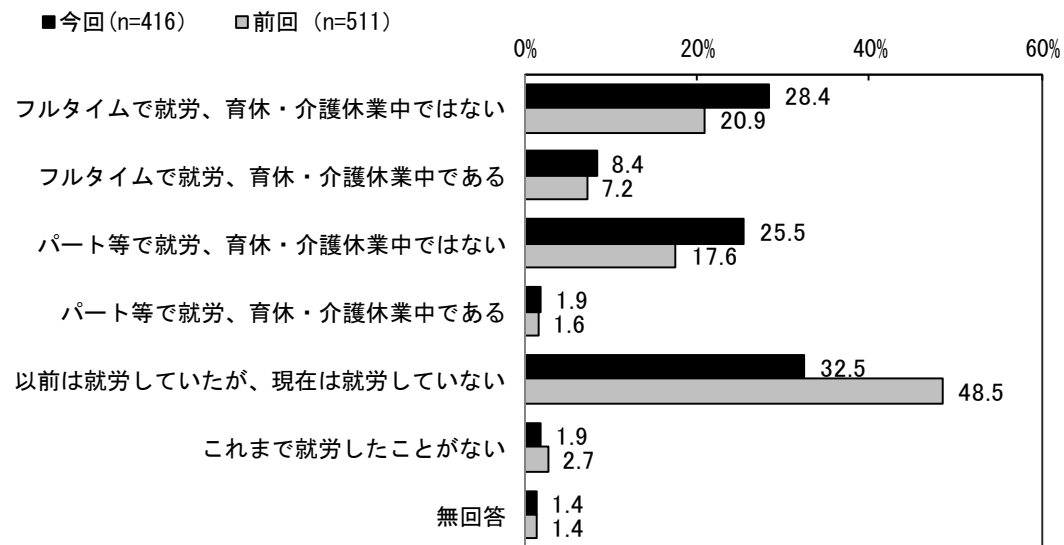
母親の就労状況



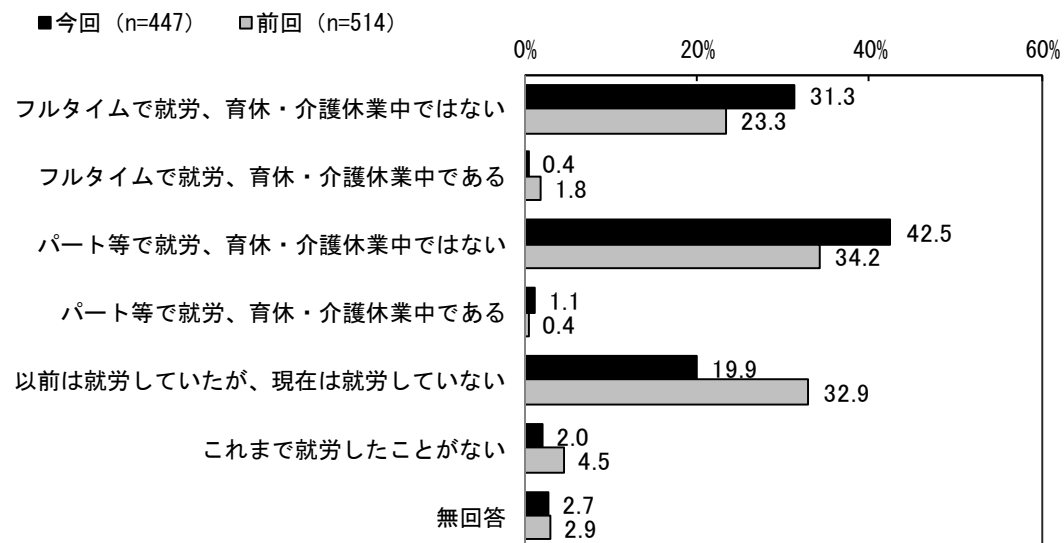
父親の就労状況



母親の就労状況：就学前児童（前回との比較）



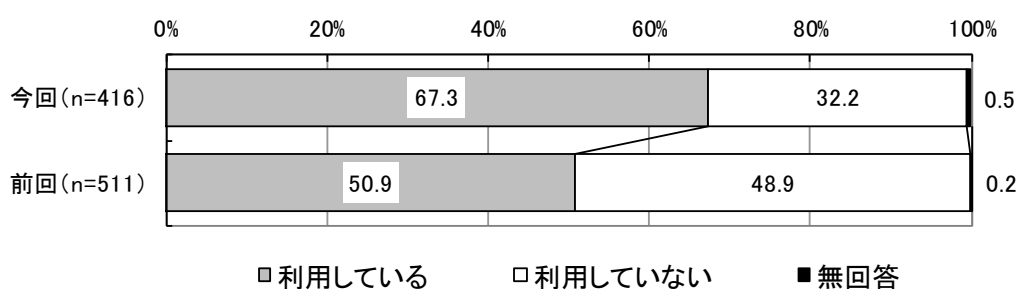
母親の就労状況：小学生児童（前回との比較）



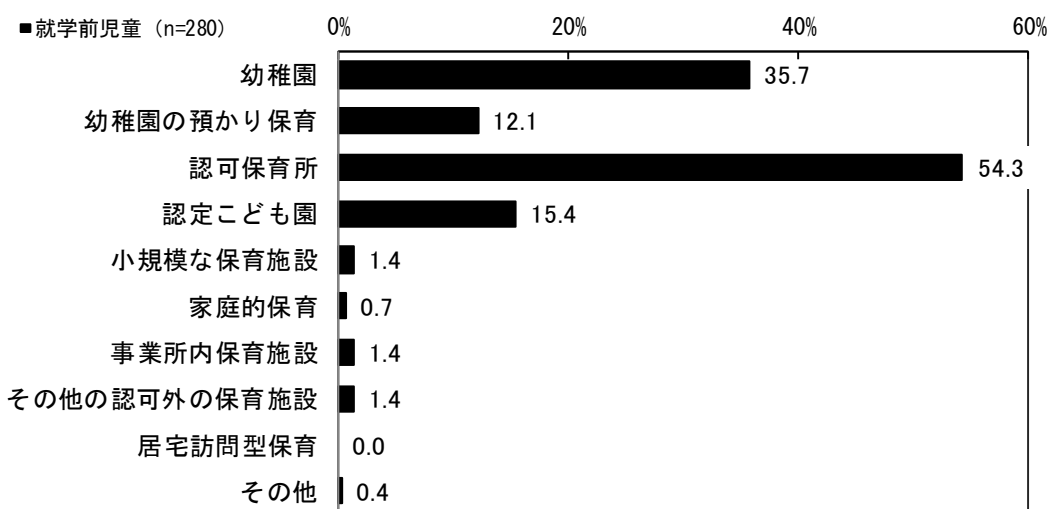
②教育保育施設の利用状況

- 「利用している」が67.3%、「利用していない」が32.2%となっています。
- 前回調査との比較では「利用している」が約16ポイント増加しています。
- 利用している施設・事業は、「認可保育園」が54.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が35.7%、「認定こども園」が15.4%となっています。
- 利用している場所は、「広陵町内」が82.9%、「ほかの市町」が15.0%となっています。

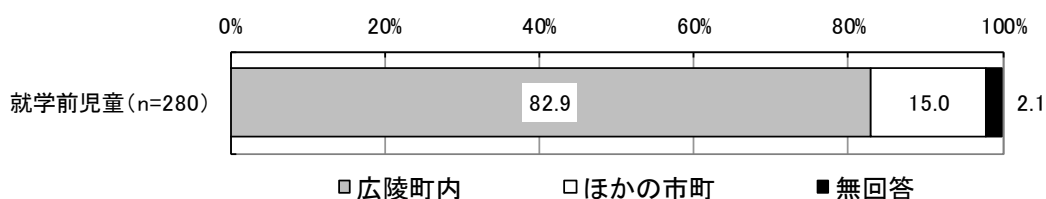
定期的な教育・保育施設等の利用について（前回との比較）



利用している教育・保育施設等について（複数回答）

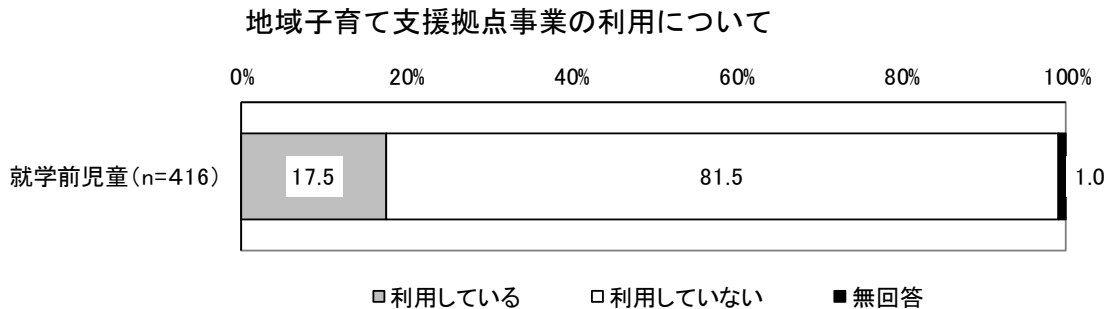


利用している施設の場所



③地域子育て支援拠点事業の利用について

- 「利用している」が17.5%、「利用していない」が81.5%となっています。
- 年齢区分でみると、0～2歳で「利用している」が34.4%と3割を超えます。



地域子育て支援拠点事業の利用について（年齢区分）

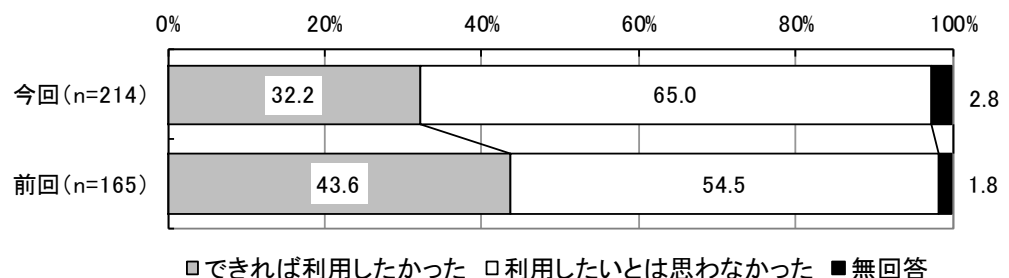
(%)

		n	利用して いる	利用して いない	無回答
年齢区分	全体	416	17.5	81.5	1.0
	0～2歳	180	34.4	65.6	0.0
	3歳以上	221	4.5	94.1	1.4

④病児・病後児保育施設の利用意向

- 「できれば利用したかった」が32.2%、「利用したいとは思わなかった」が65.0%となっています。
- 前回調査と比較すると、「できれば利用したかった」は約11ポイント減少しています。

病児・病後児保育施設の利用意向（前回調査との比較）



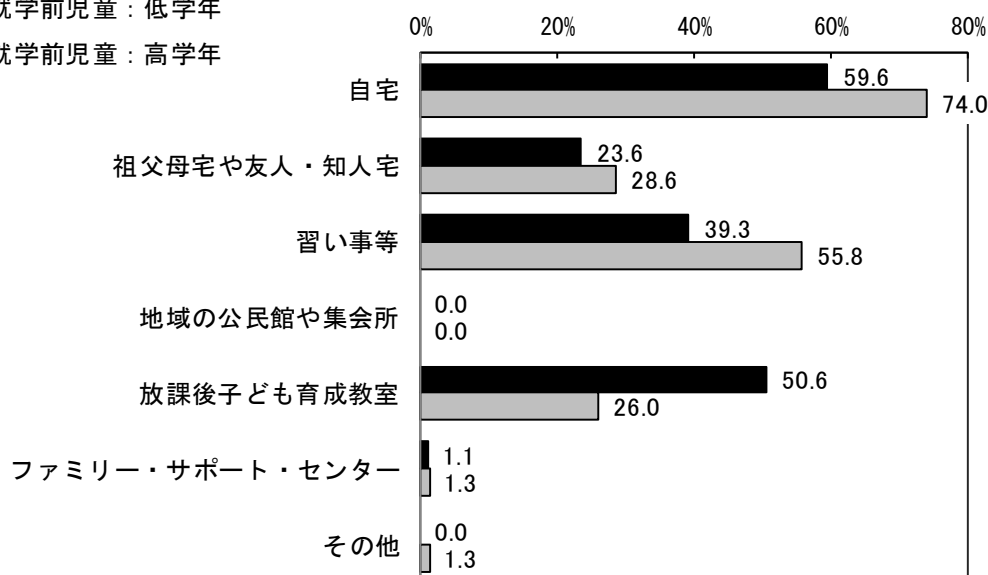
⑤小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童）

●お子さんが小学校就学後に放課後をどのように過ごさせたいかをたずねたところ、低学年の時期では「自宅」が59.6%で最も多く、次いで「放課後子ども育成教室」（50.6%）、「習い事等」（39.3%）が続きます。

小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童）

■就学前児童：低学年

□就学前児童：高学年

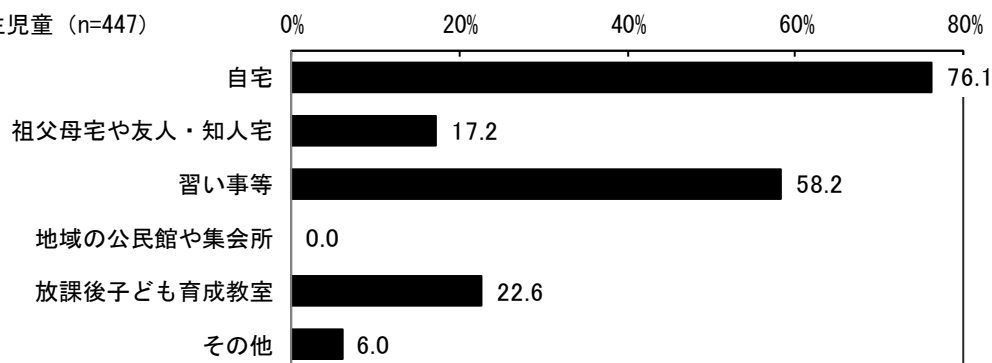


⑥現在の放課後の過ごし方（小学生児童）

●「自宅」が76.1%で最も多く、次いで「習い事等」、「放課後子ども育成教室」が続きます。

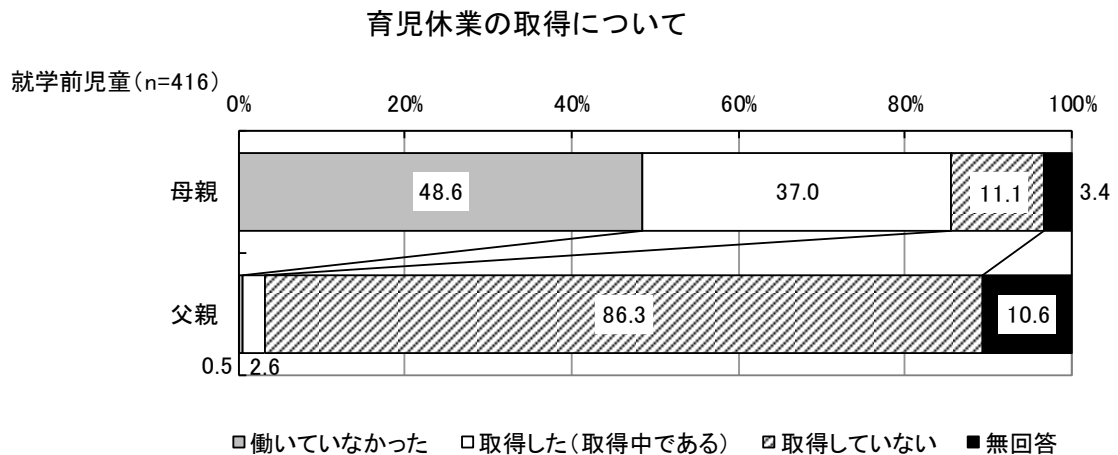
現在の放課後の過ごし方（小学生児童）

■小学生児童（n=447）



⑦育児休業の取得について

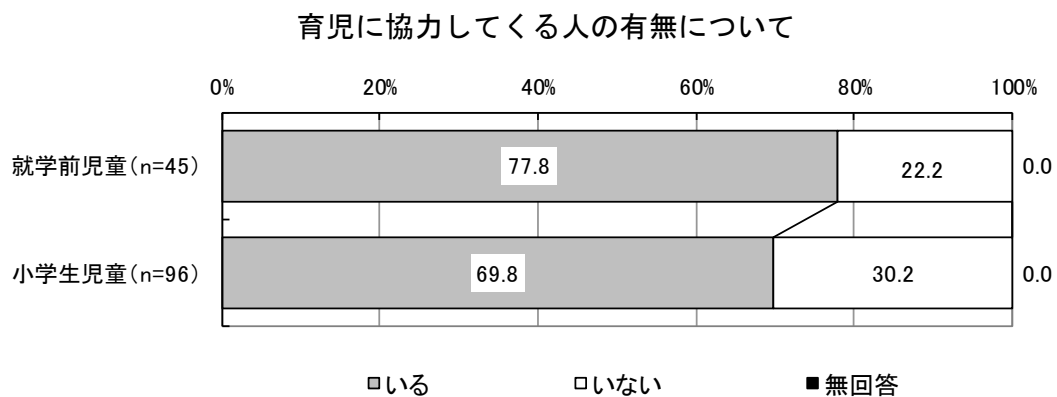
●育児休業の取得については、母親では37.0%、父親では2.6%となっています。



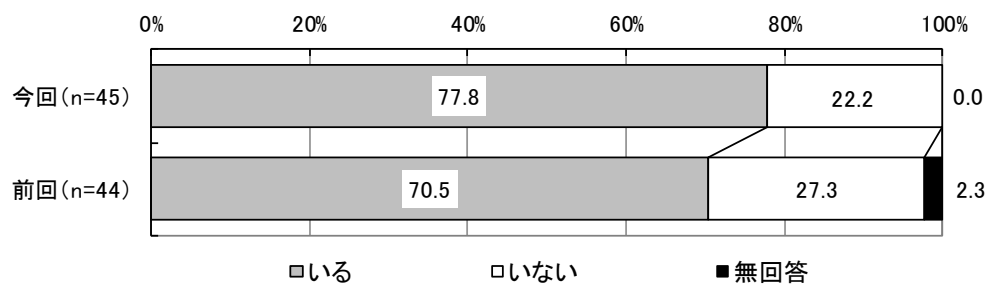
⑧育児に協力してくる人の有無について

●「いる」が就学前児童では77.8%、小学生児童では69.8%となっています。

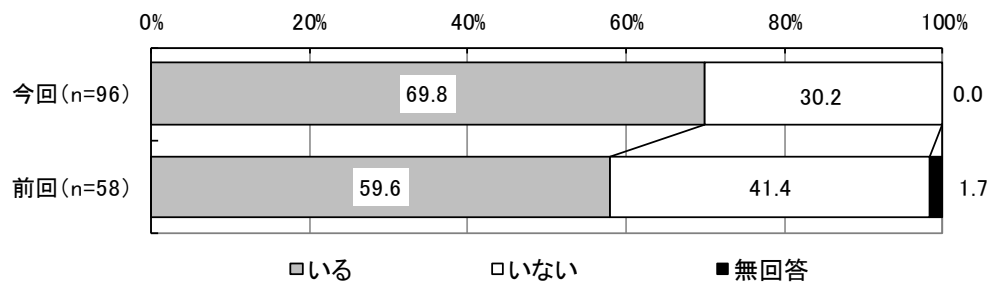
●前回調査と比較すると、就学前児童、小学生児童ともに「いる」が増加しています。



育児に協力してくる人の有無について(就学前児童、前回調査との比較)



育児に協力してくる人の有無について（小学生児童、前回調査との比較）



⑨不安や負担を感じているか

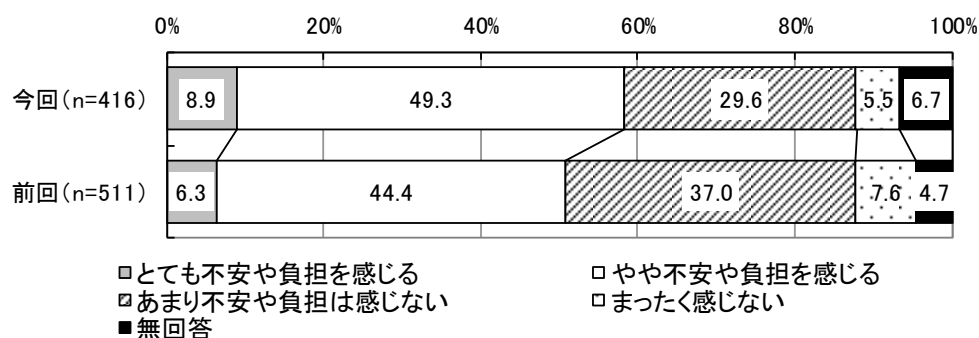
【就学前児童】

- 「やや不安や負担を感じる」が 49.3%となっており、これに「とても不安や負担を感じる」（8.9%）をあわせた『不安を感じる』が 58.2%となっています。一方、『不安を感じない』（「あまり不安や負担は感じない」29.6%と「まったく感じない」5.5%の合計）は 35.1%となっています。
- 前回調査と比較すると、『不安を感じる』が 50.7%から 58.2%へ約 8 ポイント増加しています。

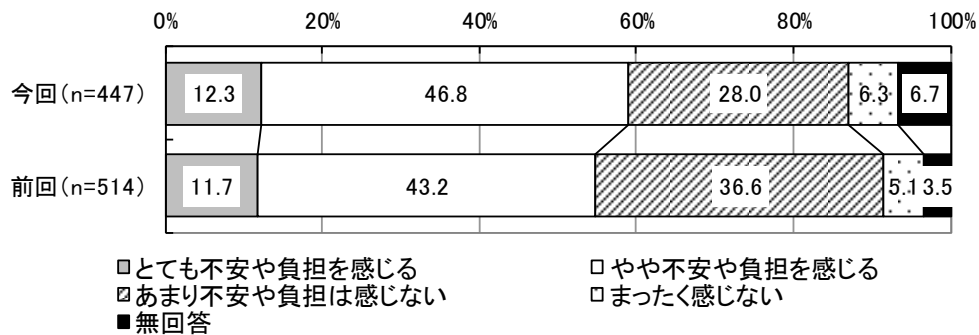
【小学生児童】

- 「やや不安や負担を感じる」が 46.8%となっており、これに「とても不安や負担を感じる」（12.3%）をあわせた『不安を感じる』が 59.1%となっています。一方、『不安を感じない』（「あまり不安や負担は感じない」28.0%と「まったく感じない」6.3%の合計）は 34.2%となっています。
- 前回調査と比較すると、『不安を感じる』が 54.9%から 59.1%へ約 4 ポイント増加しています。

不安や負担を感じているか（就学前児童、前回調査との比較）



不安や負担を感じているか（小学生児童、前回調査との比較）



⑩不安や負担を感じていること

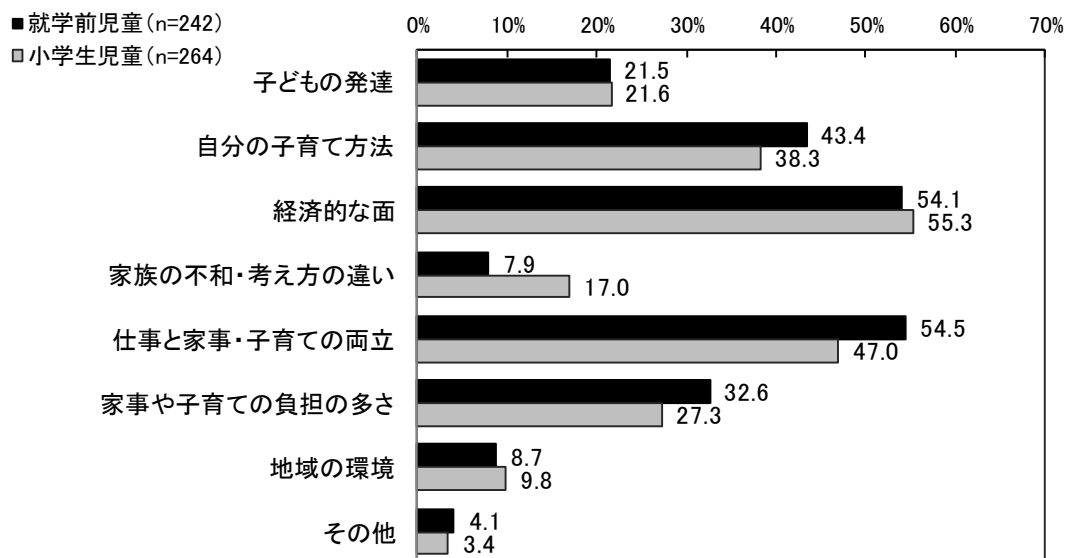
【就学前児童】

- 「仕事と家事・子育ての両立」が最も多く、次いで「経済的な面」、「自分の子育て方法」が続きます。

【小学生児童】

- 「経済的な面」が最も多く、「仕事と家事・子育ての両立」、「自分の子育て方法」が続きます。

不安や負担を感じていること



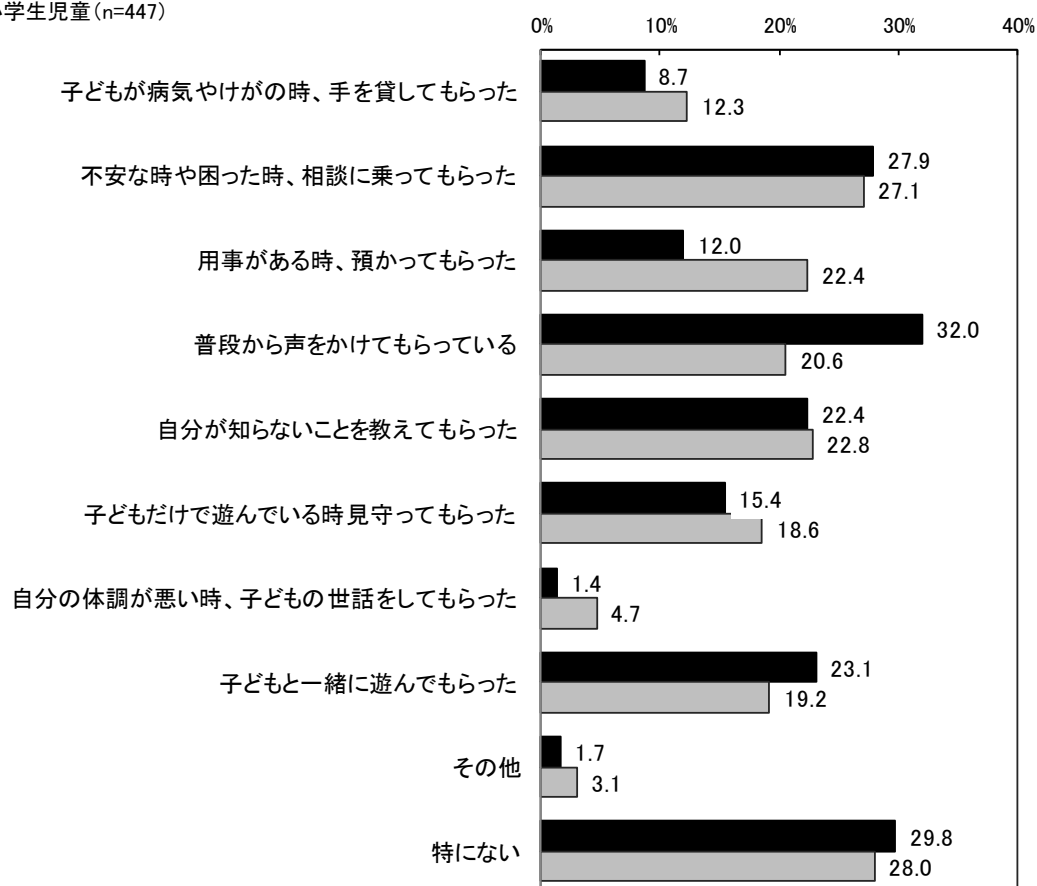
⑪地域の人に育児を手伝ってもらったこと

- 「特にない」が就学前児童で 29.8%、小学生児童で 28.0%となっており、これらを除いた約 7 割の人が地域の人に何らかの育児の手伝いをしてもらっています。
- 具体的な内容をみると、就学前児童では、「普段から声をかけてもらっている」が最も多く、次いで「不安な時や困った時、相談に乗ってもらった」、「子どもと一緒に遊んでもらった」が続きます。
- 小学生児童では、「不安な時や困った時、相談に乗ってもらった」、「自分が知らないことを教えてもらった」、「用事があるとき預かってもらった」が続きます。

地域の人に育児を手伝ってもらったこと

■就学前児童 (n=416)

□小学生児童 (n=447)



⑫お住まいの地域の子育て環境について

【就学前児童】

●「まあまあ子育てしやすいと思う」（61.8%）が最も多く、これに「とても子育てしやすいと思う」（14.7%）をあわせた『子育てしやすい』が 76.5%、「どちらともいえない」が 13.5%、『子育てしにくい』（「あまり子育てしやすいとは思わない」6.7%と「子育てしやすいとは思わない」1.9%の合計）は 8.6%となっています。

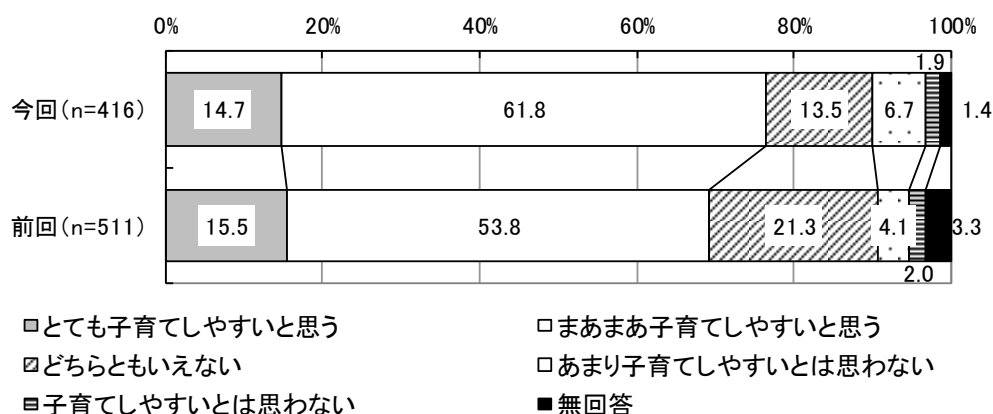
●前回調査と比較すると『子育てしやすい』が 69.3%から 76.5%へ約7ポイント増加しています。

【小学生児童】

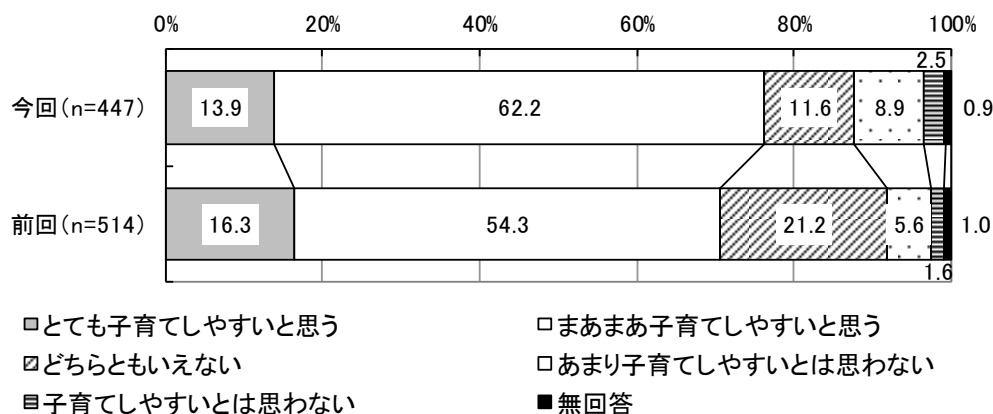
●小学生児童では、『子育てしやすい』が 76.1%、『子育てしにくい』は 11.4%となっています。

●前回調査と比較すると『子育てしやすい』が 70.6%から 76.1%へ約6ポイント増加しています。

お住まいの地域の子育て環境について（就学前児童、前回調査との比較）



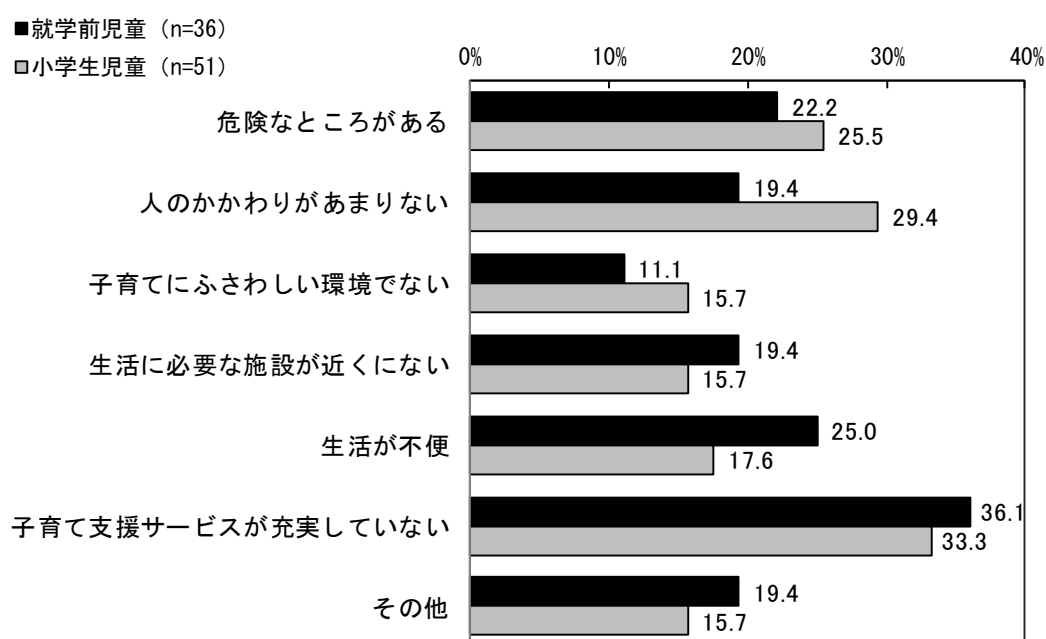
お住まいの地域の子育て環境について（小学生児童、前回調査との比較）



⑬子育てしにくいと思う理由

- 就学前児童、小学生児童ともに「子育て支援サービスが充実していない」が最も多くなっています。
- 小学生では「人のかかわりがあまりない」と回答する割合が多く、第2位の回答となっています。

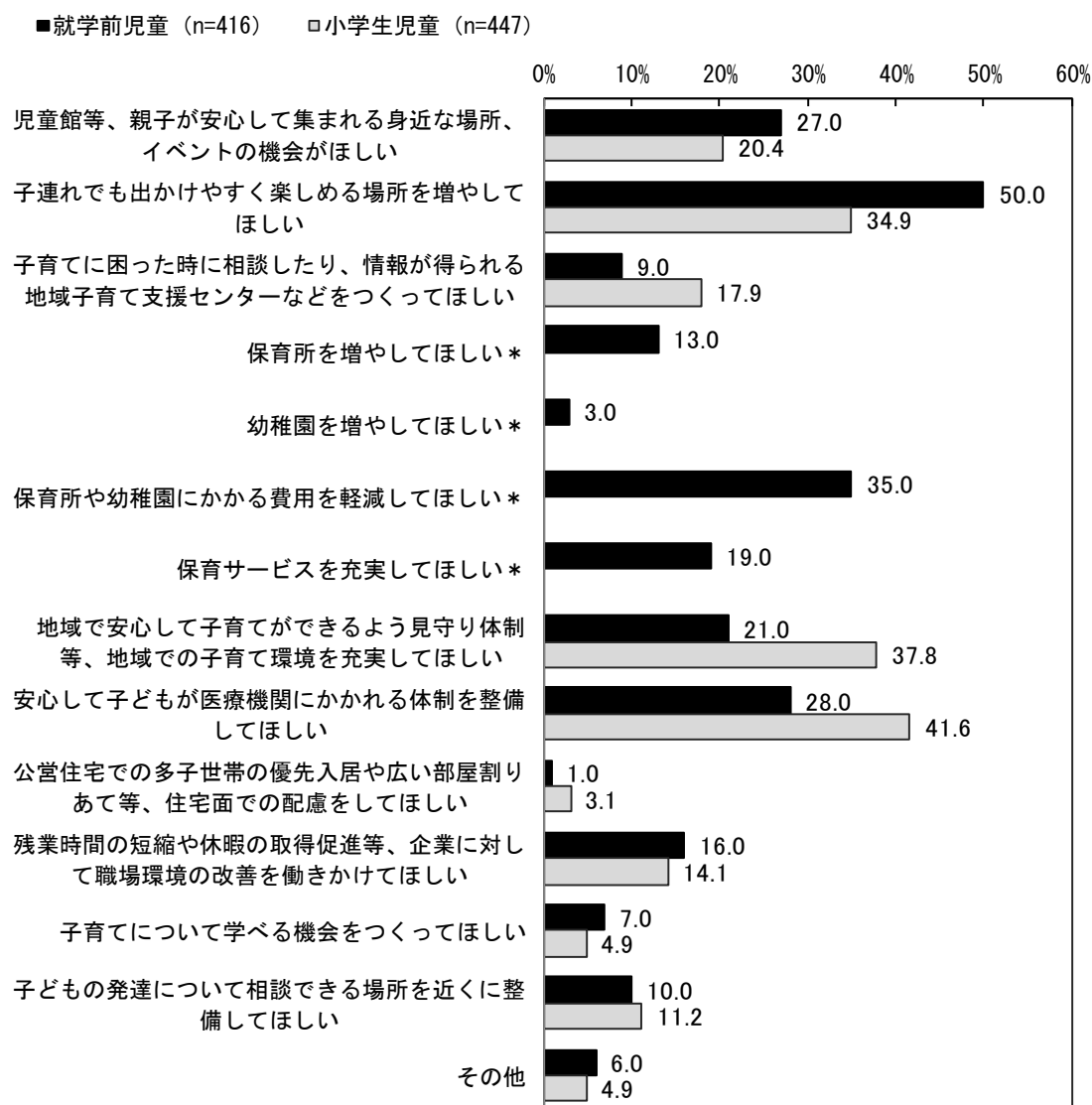
子育てしにくいと思う理由



⑭子育て支援で期待すること

- 就学前児童では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く、次いで「保育園や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」などの順となっています。
- 小学生児童では、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」、「地域で安心して子育てができるよう見守り体制等、地域での子育て環境を充実してほしい」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の順となっています。

子育て支援で期待すること



※「*」のある選択肢は就学前児童のみ設定した設問。

8 対応すべき課題の整理

これまでの子どもを取り巻く状況等を踏まえ、課題等を整理すると以下のとおりとなります。

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくりについて

アンケート調査をみると、子育てに不安や負担を感じているが約6割を占め、前回調査に比べて不安や負担を感じている人が増加しています。また、不安に感じる理由として「仕事と家事・子育ての両立」、「経済的な面」に次いで「自分の子育て方法」、「家事や子育ての負担の多さ」が続きます。さらに、育児に協力してくれる人が「いない」と回答した保護者が約2割となっています。

本町においては、妊娠・出産・育児の総合相談窓口として子ども・子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）を開設し、相談支援体制の充実を図ってきたほか、各種母子保健事業による相談支援、地域子育て支援拠点事業による相談など子育てについての不安軽減に向けた相談体制の充実を図ってきました。

今後も、妊娠期から子育て中の多くの保護者が、子育てについて不安等を抱えている中で、子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、妊娠から子育てまで切れ目のない支援体制づくりを進めることが重要です。

このため、気軽に相談ができる体制の充実や、子育てに関する情報発信の充実を図るとともに、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるように、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等の充実が必要となっています。

(2) 子育てと仕事の両立を支援する環境づくりについて

近年の女性の就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれます。また、町全体では児童数は減少する一方、地域によっては住宅開発による転入に伴う児童人口の増加がみられる地域もあり、放課後子ども育成教室など受け皿の確保が課題となっています。

アンケート調査では、子育てに不安や負担を感じている理由として「仕事と家事・子育ての両立」が第1位に上げられており、母親の育児休業の取得は進んできましたが、父親の取得は低い傾向がみられます。

本町においては、広陵北かぐやこども園や小規模保育施設おひさま保育園を開設し、教育・保育施設の確保を図ってきたほか、各園での延長保育の実施や病児保育の利用支援など多様な保育サービスの充実を進めてきました。また、幼保一体化総合計画に基づき、幼稚園・保育園の認定こども園化を段階的、計画的に推進しています。

今後も、保護者が仕事をしながら充実した子育て期間を過ごすことができるよう、教育・保育施設の「量」と「質」の両面での充実を図り、希望する施設等や制度が利

用できる環境づくりなど仕事と子育ての両立に向けた支援を進める必要があります。

また、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりを目指すために、事業所への啓発が必要となっています。あわせて、家庭内においては、男女が互いを尊重し、高めあいながら仕事・家事・子育てに取り組むとともに、父親の家事・育児の参画促進を図っていくことが必要となっています。

（３）地域社会における子ども・子育て支援の充実について

本町においては、年々、核家族化が進行しており、地域コミュニティの希薄化などによって、子育て家庭が孤立し、子育てへの不安感が高まっているケースが見受けられます。

アンケート結果をみると、地域の人に育児を手伝ってもらったことについて、「普段から声をかけてもらっている」などが３割いる一方で、「特にない」が約３割となっています。また、子育てしにくいと思う理由では、「人のかかわりがあまりない」が上位にあがっています。

本町では、なかよし広場をはじめ、保育園、幼稚園での園庭開放、図書館における親同士の交流の場、公民館でのイベント等など、身近な地域での居場所・交流の場づくりに取り組んできました。また、地域での子どもの安全確保として、見守りボランティア活動を支援しています。

今後も、子どもや親の居場所を創出し、親同士や地域とのつながりを育むとともに、住民、事業者、行政などが連携し、多様な主体が子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、子どもが健やかに成長し、親が子どもを育てる喜びを実感できる環境をつくっていくことが必要となっています。

（４）子どもを守る仕組みづくりについて

子育て家庭を取り巻く環境が変化し、子育てに対する不安感や負担感が高まっており、全国的に児童虐待などの相談件数が増加傾向にあります。

本町においても、子ども一人ひとりの最善の利益が尊重され、温かい地域社会をつくっていくことが必要です。また、全国的に、ひとり親世帯数の増加や発達に支援が必要な子どもの増加、子どもの貧困など、支援の必要な子どもを守る仕組みづくりが求められており、今後は、これらの支援が必要な子どもやその家庭に対し、健やかに成長することのできる環境をつくっていくことが必要となっています。

第3章 計画の基本理念

1 基本理念

子どもは、家族のかけがえのない存在であるとともに、社会全体の財産であり、これからの社会を担う力として大きな存在です。

本町においては、1期目の計画に基づき、広陵北かぐやこども園の開園など保育施設の整備をはじめ、放課後子ども育成教室の充実など放課後対策、子ども・子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）の開設など子育ての不安を解消するための相談体制の充実などを推進してきました。

しかし、本町においては、核家族化の進行とともに、近所に親族、友人、知人がいない若い子育て世代の転入増加、地域コミュニティの希薄化などの要因により、子どもを持つ親の孤立化がみられます。

このため、子どもを産みやすい環境づくりを進めるとともに、子育てしやすい環境づくりを進め、安心して子どもを産み、子育ての喜びを実感することができる地域づくりがこれまで以上に求められています。

今後も、地域や社会が、子どもを持つ親の子育てに対する負担や不安、孤立感をやわらげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要です。

本町では、子育てにかかわる親、家庭、地域、事業所、行政などが協力して子育てを支援する環境づくりに向け、地域における子育て支援を重視し、「ともに子育てを支えあう地域づくり」を基本理念として掲げ、総合的な取り組みを推進していきます。

基本理念

ともに子育てを支えあう地域づくり

2 基本目標

基本理念に基づき、本計画において取り組んでいくべき、施策展開の基本的な目標を以下に示します。

■基本目標 1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり

子育てに不安を持つ親が気軽に相談できる支援体制や子育てに関する情報発信の充実を図ります。また、母親が安心して子どもを産み、子どもの健やかな成長を支えるため、妊娠期から子育て期まで母子の健康づくりを進めます。

■基本目標 2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

安心して子育てすることができ、子育てと仕事を両立できる環境づくりを図ります。また、仕事を持っている人も安心して子どもを育てられる環境づくりに取り組みます。さらに、子育てを難しくする要因となる経済的な負担軽減に努めます。

■基本目標 3 子どもの育ちを支援する環境づくり

子どもを持つ親が交流できる機会の充実を図るとともに、放課後等に子どもが安全・安心して過ごせる居場所の確保を図ります。また、家庭・学校等における教育の充実など子どもが自己肯定感を持って成長することができる環境づくりを図ります。さらに、子どもと親にとって、身近な生活の舞台である地域において、子育てをお互いに支えあう地域づくりを進めます。

■基本目標 4 子どもを守る環境づくり

子ども一人ひとりが尊重され、虐待から子どもを守るとともに、発達に支援が必要な子どもやひとり親世帯、経済的支援が必要な子育て家庭への支援を図り、子どもの健やかな発達を支援します。また、すべての子どもと親が安心して快適に生活できるよう交通事故や犯罪などから子どもの安全を確保する取り組みを進めます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	主な施策
ともに子育てを支えあう地域づくり	基本目標 1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり	1 相談支援体制と情報提供の充実 (1) 相談支援体制の充実 (2) 子育てに関する情報提供の充実 2 子どもの健やかな育ちの支援 (1) 子どもと母親の健康づくり (2) 食育の推進 (3) 小児医療の充実 3 子育てにかかる経済的負担の軽減 (1) 妊娠・出産に関する支援 (2) 子どもを持つ家庭への経済的支援
	基本目標 2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり	1 多様な保育ニーズに対応するための支援 (1) 保育サービスの充実 (2) 地域における子育て支援サービスの充実 2 多様な働き方の実現に向けた取り組みの推進 (1) 働きやすい職場環境づくりの促進 3 ともに子育てを担う意識づくり (1) ともに子育てを担う意識づくり (2) 思春期保健対策の充実
	基本目標 3 子どもの育ちを支援する環境づくり	1 子どもの居場所・交流の場づくり (1) 放課後の居場所づくり (2) 交流機会の提供 (3) 子どもの遊び場・体験機会の充実 2 子どもの「生きる力」を育む教育環境の充実 (1) 幼児教育の充実 (2) 学校教育の充実
	基本目標 4 子どもを守る環境づくり	1 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止 (1) 子どもの権利を尊重する意識づくり (2) 子どもの虐待防止対策の強化 2 様々な子どもと子育てへの支援 (1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 障がい児施策の充実 (3) 経済的困難を抱える家庭への支援 3 子どもの安全の確保 (1) 交通安全対策の強化 (2) 防犯対策の強化 (3) 安心できる生活空間の確保

4 重点施策

本計画においては、子ども・子育て支援に関する4つの基本目標の施策・事業を計画的に推進していくことが基本となりますが、基本理念である「ともに子育てを支えあう地域づくり」の実現に向けて、重点的に取り組む施策を設定し、本町における子育て支援の充実を図ります。

◆重点施策1 幼保一体化の推進

幼稚園・保育園・認定こども園の教育・保育サービスの充実を図るとともに、幼保一体化総合計画に基づき、幼保一体化をより一層推進し、子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の充実を図ります。

◆重点施策2 地域での子どもと親の居場所・交流の場づくり

放課後の子どもの居場所づくりとして、ニーズに対応した放課後子ども育成教室の充実を図ります。また、子育て家庭の親子が気軽に集い、交流する場の提供の充実を図るため、なかよし広場の充実をはじめ、ボランティアなどと連携し、各種既存施設を活用した子育て支援や交流の場づくりなど、地域での子どもと親の居場所・交流場づくりを図ります。

◆重点施策3 子どもを守る仕組みづくり

子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図るとともに、児童虐待防止の中核となる子ども家庭総合支援拠点の設置を図ります。また、地域での子どもの見守り体制の充実を図ります。

第4章 施策の展開

基本目標 1 妊娠から育児まで切れ目なく支援する環境づくり

1 相談支援体制と情報提供の充実

(1) 相談支援体制の充実

施策の方向

妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートし、保護者に寄り添う支援を推進するため、妊娠・出産・育児の総合相談窓口として「子ども・子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）」を中心に相談支援の充実を図ります。また、身近な相談場所として地域子育て支援拠点事業や幼稚園・保育園・認定こども園での育児相談等の充実を図ります。

主な取り組み

事業	概要	担当課
子ども・子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）	多様化する相談内容やニーズに対し、助産師、保健師及び保育コンシェルジュによる個別のニーズにあった情報を提供し、妊娠期から切れ目のない就学に向けたチームアプローチによる子育て支援を実施します。	こども課 けんこう推進課
地域子育て支援拠点事業（一般型）	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。	こども課
幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援	幼稚園では未就園の2・3歳児と保護者を対象に、保育園・認定こども園では未就園児とその保護者を対象に、交流の場を設け、情報や相談窓口の場を提供します。	こども課

事業	概要	担当課
心の健康相談室	様々な悩みごとの相談を、電話または来所により対応します。	社会福祉課

(2) 子育てに関する情報提供の充実

施策の方向

子育てについての各種情報の円滑な提供を図るとともに、情報提供、相談窓口の充実に努めます。また、住民全体が子育ての意義を理解し、子育て支援に関心を持つことを期待するという意味も含めて、町広報やホームページ、携帯アプリ等を活用して子育て情報の提供と啓発に努めます。

主な取り組み

事業	概要	担当課
総合的な子育て情報の提供	住民が利用しやすい育児情報を、町広報やパンフレット、町ホームページを通じて提供します。また、民間団体が実施する子育て支援の情報収集を行い、集約された情報を発信できる体制の構築を図ります。	こども課

2 子どもの健やかな育ちの支援

(1) 子どもと母親の健康づくり

施策の方向

妊娠中の支援として、母子健康手帳交付時等の機会に情報提供や保健指導を行い、妊娠早期からの支援体制の充実を図るとともに、出産後、早期に育児不安が生じやすいことを踏まえて、産後ケアをはじめ、各種相談事業・訪問指導の充実を図ります。

また、妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで、安全に安心して出産・育児が行えるよう、切れ目のない健康管理や発育・発達への支援体制の構築に取り組みます。また、母子保健と福祉分野が相互に連携して一体的な支援体制を目指します。

さらに、子育てに悩む親や孤立する親の増加、虐待などの現状を踏まえ、自信とゆとりを持ち安心して子育てができるよう、訪問指導や健康相談の充実を図り、育児不安の軽減に努めます。

主な取り組み

事業	概要	担当課
母子健康手帳交付	妊娠、出産、育児に関する一貫した健康記録の活用と保健・育児情報の提供を行います。	けんこう推進課
妊婦健康診査	安心・安全に妊娠期間を過ごし、妊娠高血圧や貧血、妊娠糖尿病などの異常を早期に発見し、対応することで、母子ともに安心して出産を迎えることができるよう定期的な健診を実施します。	けんこう推進課
妊婦歯科健診	妊婦を対象に歯科健診と相談を実施します。	けんこう推進課
マザークラス、パパママクラス	妊婦を対象に、安心して出産を迎えることができるよう、正しい知識の普及を図るとともに、妊婦同士のつながりを持つことで地域のグループ形成へとつなげていきます。また、男性が参加できる日を設けることで、夫婦で育児をしていくという意識の向上を図ります。	けんこう推進課

事業	概要	担当課
妊産婦訪問指導	妊娠、出産後の悩み、子育ての不安などの相談、保健指導を行います。	けんこう推進課
妊婦判定受診助成費	非課税世帯、生活保護世帯の妊婦を対象とした妊娠判定受診料を助成します。	けんこう推進課
低体重児の養育支援	体重が2,500g未満の赤ちゃんには十分な配慮が必要なため、低体重児届出を受理し、訪問等により支援を行います。	けんこう推進課
未熟児訪問指導	未熟児の健やかな成長を支援するとともに、親への重点的養育支援を行います。	けんこう推進課
産後ケア	産後4か月までの期間に、子育ての支援者がいない、初めての出産で不安が大きい等、子育てへの支援が必要な親子に対し、助産師等の専門職が必要な支援を行うことで、育児の負担軽減を図り自信を持って育児が行えるように支援します。	けんこう推進課
こんにちは赤ちゃん事業（乳幼児全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児と母親を対象に助産師や保健師が家庭を訪問し、育児相談や児童虐待の予防に努めます。	けんこう推進課
乳児健康診査	4か月児の乳児を対象に健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見するとともに、必要に応じて、適切な指導を行います。	けんこう推進課
幼児健康診査（1歳6か月児、3歳6か月児）	1歳6か月児、3歳6か月児を対象に内科健診、歯科健診、視力検査等の健康診査を行い、疾病等の異常を早期に発見するとともに、情緒面や育児についての指導や助言を行うことで、母子の健やかな成長を支援します。	けんこう推進課
1歳児相談	幼児（1歳児）の発育発達相談・子育て支援を行います。	けんこう推進課
すくすく相談	生後4か月から1歳6か月までの乳幼児の生活習慣や離乳食、育児の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。	けんこう推進課

事業	概要	担当課
1歳6か月児健診 フォロー教室	1歳6か月児健診時に、言葉や発達面等で不安のある親子に対し、2歳～2歳4か月頃に遊びを通して身体の発育や情緒面などの発達を促していく。保護者に対しては、教室を通して児童に対するかかわり方等の指導、助言を行います。	けんこう推進課
予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び推進を図ります。	けんこう推進課
マタニティマーク の普及・啓発	マタニティマークの配布及び啓発を推進し、妊婦にやさしいまちづくりを進めます。	けんこう推進課

(2) 食育の推進

施策の方向

子どもの食生活は心と体の健康問題に大きな影響を及ぼすことから、乳幼児期からの発達に応じた食の指導を充実させるとともに、食育活動の充実や食に関する情報の提供を図ります。また、幼少期からの正しい食生活・生活習慣を身に付けさせるため、幼稚園・保育園・認定こども園・小中学校において食育を推進し、正しい食習慣の定着を図ります。

主な取り組み

事業	概要	担当課
食育推進事業	「食を通して家族や地域がつながり、健康な心身をつくる」を基本理念として、地域や関係機関と連携しながら、規則正しい食習慣の定着をはじめ、食の楽しさや食への関心を高めるなど各ライフステージに応じて普及・啓発を行います。	教育総務課 こども課 けんこう推進課

(3) 小児医療の充実

施策の方向

本町では、広域的な連携のもと、休日診療を大和高田市の葛城地区休日診療所や田原本町の磯城休日応急診療所で、深夜間における乳幼児の診療を橿原市休日夜間応急診療所で対応しています。

休日・夜間に対応した小児救急医療体制の充実など広域的な医療体制の充実に向けた取り組みを進めるとともに、日ごろからのかかりつけ医確保への普及・啓発に努めます。

主な取り組み

事業	概要	担当課
かかりつけ医の定着の推進	かかりつけ医を推奨し、町内医療機関の情報提供などにより、疾病の早期発見・治療を促します。	けんこう推進課
休日夜間応急診療所	広域的な連携のもと、休日夜間の小児の急病に対応します。	けんこう推進課
子ども医療費助成事業	子育て支援の一助として、0歳から中学校卒業までの子どもを対象に医療費の一部を助成し、子どもの健康の保持と、福祉の増進を図ります。	保険年金課

3 子育てにかかる経済的負担の軽減

(1) 妊娠・出産に関する支援

施策の方向

妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、不妊治療を行う人へ特定不妊治療費助成制度の周知に努めます。また、出産育児一時金や誕生祝い品事業などを通じて、出産時の経済的支援を図ります。

主な取り組み

事業	概要	担当課
特定不妊治療費助成・不妊に関する相談	県と連携し、特定不妊治療を受けられた方を対象に、治療費の一部を助成します。また、不妊専門相談センターの周知を行います。	けんこう推進課
出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産したときは、医療機関などと受取代理契約の上、出産育児一時金の額を限度として直接医療機関などへ支払います。	保険年金課
誕生祝い品事業	広陵町に住民票がある方の出生届があった際に、絵本3種類の中から1冊を選んでいただくとともに、ごみ袋を1セット進呈しています。	住民課

(2) 子どもを持つ家庭への経済的支援

施策の方向

子どもを産み育てることに対する負担感としては様々なものがあり、経済状況が厳しい中、出産・育児・教育・医療等・子育てにかかる経済的な負担が少子化の一因ともいわれていることから、子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。

主な取り組み

事業	概要	担当課
児童手当	中学校卒業までの児童を養育している保護者等に手当を支給することで家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として児童手当を支給します。	こども課
特別児童扶養手当	20歳未満の、身体または精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	こども課
心身障がい者医療費助成事業	満1歳以上で身体障がい者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2を所持している心身に重度の障がいがある方の健康の保持及び福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。	保険年金課
障がい児福祉手当	20歳未満の在宅重度障がい児で、常時介護を必要とする方に、障がい児の福祉を増進するため支給します。	社会福祉課
未熟児養育医療	未熟児養育医療の給付を行います。	保険年金課

基本目標2 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

1 多様な保育ニーズに対応するための支援

(1) 保育サービスの充実

施策の方向

子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域の子育て支援の充実に向け、町立幼稚園・保育園の幼保一体化を推進します。

多様化する職業形態や勤務形態・勤務時間に対応するとともに、個々の子どもの状況に応じた保育の充実が求められています。このため、通常保育の充実とともに、延長保育や病後児保育事業など、様々なニーズに対応した保育の充実に努めます。

主な取り組み

事業	概要	担当課
幼保一体化総合計画の推進	幼保一体化総合計画に基づき、町立幼稚園・保育園の認定こども園化を段階的に推進します。	こども課 認定こども園準備室
通常保育事業	保護者が就労及び病気などにより、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ります。	こども課
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化、長時間勤務などに伴う保育時間の延長に対応するため、開所時間（11時間）の後、さらにおおむね30分の保育を行います。	こども課
病後児保育事業	病気回復期で、医療機関による治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある、集団保育が困難な期間、保育園、病院などに付設された専用スペースにおいて一時的に保育を行います。	こども課

事業	概要	担当課
私立保育園への補助	質・量ともに多様化する地域住民の保育要求に対し、保育を必要とする児童の福祉を増進し、あわせて保育事業の円滑なる運用に資するため、私立保育園に対して補助金を交付します。	こども課
産休明け保育	保護者が保育を必要とする条件を満たした場合、産休明け乳児保育として、生後2か月目から保育を行います。	こども課
保育士研修	保育士の専門性の向上を図るための研修制度を充実させます。	こども課

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向

未就園の子どもたちの保護者をはじめ、支援を必要とするすべての家庭を対象とすることから、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが求められています。このため、仲間との交流や相談ができるよう、幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援や、地域子育て支援拠点事業の実施場所や実施日等の充実を図ります。また、保護者のリフレッシュや用事のための一時保育事業等の周知と利用促進を図ります。

主な取り組み

事業	概要	担当課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病・疲労その他の身体上または精神上もしくは環境上の理由により、家庭において、児童を養育するのが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに実施施設において養育・保護を行います。	こども課

事業	概要	担当課
一時保育事業（リフレッシュ保育など）	1歳児から就学前までの児童を対象に、育児疲れ解消、短時間勤務などの就労形態の多様化に伴う一時的な保育ニーズに対して保育を行います。	こども課
地域子育て支援拠点事業（一般型） 【再掲】	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。	こども課
幼稚園・保育園・認定こども園での子育て支援【再掲】	幼稚園では未就園の2・3歳児と保護者を対象に、保育園・認定こども園では未就園児とその保護者を対象に、交流の場を設け、情報や相談窓口の場を提供します。	こども課
幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放	未就園児が保護者と一緒に幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を利用することにより、他の親子とのコミュニケーションを図る場を提供します。	こども課
広陵町子育て支援施設「ポケット」	家庭で保育を行う保護者の急病、家事都合等に伴う一時的な保育需要に対応するため、子育てサポート事業を実施します。	こども課 シルバー人材センター
子育て世代向けマルシェ開催事業	子育て世代の親子を対象としたマルシェを毎週土曜日図書館にて、かぐやcafé主催で開催し、町が後援することで「子育てしやすいまち」のPRや「親子が交流できる場」を創出します。	企画政策課

2 多様な働き方の実現に向けた取り組みの推進

(1) 働きやすい職場環境づくりの促進

施策の方向

男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現のため、育児・介護休業制度の普及・啓発や、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するため、その普及に向けた支援等を進めます。また、産業の活性化や職場の確保など、本町における就労環境の向上を図り、経済的な側面から、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。

主な取り組み

事業	概要	担当課
育児・介護休業制度の普及・啓発	住民や企業への育児・介護休業制度について、町広報などにより啓発活動を行い、普及に努めます。	地域振興課
女性就労支援セミナー開催事業	再就職を目指す女性を対象としたマザーズセミナーや柔軟な働き方ができるテレワークの普及セミナー等を開催し、子育て中であっても働きやすい環境づくりを目指します。	企画政策課
中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく産業振興	町、事業者、中小企業関係団体等が連携し、「住みやすく」「働きやすく」、「商売しやすい」環境整備を推進し、活力あるまちづくりを進めます。	地域振興課

3 とともに子育てを担う意識づくり

(1) とともに子育てを担う意識づくり

施策の方向

夫婦が協力して子育てを担う意識と男女共同参画意識の高揚を図るとともに、企業への啓発を行い、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに努めます。

主な取り組み

事業	概要	担当課
男女共同参画意識の高揚	広報・啓発活動や様々な場を通じ、これまでの社会慣行の見直しや性別による固定的な役割分担意識の解消、男女平等意識の高揚を図ります。	企画政策課
男女共同参画出前講座	町内小学校5校において、男女共同参画に関するテーマの出前講座を実施し、年少期からの男女共同参画意識の醸成を図ります。	企画政策課
男の料理教室	お父さんを対象に年6回程度実施し、男性の家庭生活への積極的な参加を促します。	中央公民館
マザークラス、パパママクラス 【再掲】	妊婦を対象に、安心して出産を迎えることができるよう、正しい知識の普及を図るとともに、妊婦同士のつながりを持つことで地域のグループ形成へとつなげていきます。また、男性が参加できる日を設けることで、夫婦で育児をしていくという意識の向上を図ります。	けんこう推進課

(2) 思春期保健対策の充実

施策の方向

生命の大切さについての意識を深めるとともに、思春期における心身の健全な成長を図り、性や感染症予防に関する正しい知識や、未成年の喫煙や飲酒、薬物の危険性に関する知識が得られる学習機会の提供に努めます。

主な取り組み

事業	概要	担当課
学校教育における思春期保健対策の推進	身体の発達と心の健康について正しい理解をさせるため、学習指導要領に従い、保健体育の教科をはじめあらゆる学習の機会を捉えて、年齢による身体の発達と心の健康のための正しい対応について学習を重ねていきます。	教育総務課

基本目標３ 子どもの育ちを支援する環境づくり

1 子どもの居場所・交流の場づくり

(1) 放課後の居場所づくり

施策の方向

女性の就業率の上昇等に伴い、共働き家庭においては、児童の小学校就学後の放課後等の居場所の確保という問題に直面する「小1の壁」が課題となっており、小学校児童の放課後の居場所づくりとして、放課後子ども育成教室の計画的な充実を図ります。

主な取り組み

事業	概要	担当課
放課後子ども育成教室の充実	本町の小学校に在籍する1年生から6年生のすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を提供し、子どもの健全な育成を行います。	こども課
学力向上推進支援事業（広陵放課後塾）	地域の学習指導にかかる経験豊富な人材を活用し、平日の放課後に児童の学力及び学習意欲の向上を図り、地域教育力の強化に資するため、指定する町立小学校において「広陵放課後塾」を実施します。	学校支援室

(2) 交流機会の提供

施策の方向

子育てを担う親が、親同士の交流、親と子どもの交流を通して子育てにかかる不安を解消し、子育てに生きがいと喜びを感じることができるよう、地域子育て支援拠点事業を通じた交流機会を提供します。

また、子どもの異年齢交流や子育て相談ができる場として、幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放を実施します。

主な取り組み

事業	概要	担当課
地域子育て支援拠点事業（一般型） 【再掲】	子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行います。	こども課
幼稚園・保育園・認定こども園の園庭開放【再掲】	未就園児が保護者と一緒に幼稚園・保育園・認定こども園の園庭を利用することにより、他の親子とのコミュニケーションを図る場を提供します。	こども課
子育てママ・パパ応援サロン・公民館カフェ	就学前の子どもを持つ親を対象に、心身ともにリフレッシュし、交流する場を提供します。	中央公民館
子育て世代向けマルシェ開催事業 【再掲】	子育て世代の親子を対象としたマルシェを毎週土曜日図書館にて、かぐやcafé主催で開催し、町が後援することで「子育てしやすいまち」のPRや「親子が交流できる場」を創出します。	企画政策課

(3) 子どもの遊び場・体験機会の充実

施策の方向

公園の遊具の充実、点検・管理を徹底するとともに、安全で利用しやすい公園づくりに努めます。

また、子どもが地域で参加できる体験活動の場や交流の場として、スポーツや自然学習など野外活動の場づくりを推進します。また、図書館での読み聞かせなどの充実を図ります。

主な取り組み

事業	概要	担当課
公園の管理	地域住民に憩いと安らぎの場を提供し、安全性確保のため十分な管理を実施します。	都市整備課
子どもの広場遊具保守管理事業	児童の健全な育成に寄与するため、各地区に対し、その管理する遊具の保守管理に要する経費を補助します。	こども課
いのちを守るまちづくりイベント	健康をキーワードに、多角的な視点から「いのち」について考える機会とし、関係機関と連携しながらその「いのち」を大切にするために必要な行動等について啓発を行います。	けんこう推進課
赤ちゃんから絵本を楽しもう	就園前の乳児を対象に、乳児から絵本に親しむとともに、絵本を通じて親子のふれあいを大切にし、児童の心豊かな成長の手助けとなるよう、乳児向けの絵本の紹介や読み聞かせを行う。また、育児の意見交換などをし、親同士の交流の場を提供します。	図書館
ジュニアリーダー体験交流事業	集団生活をするにより規律を守ること、友達と協力することの大切さを学びます。	生涯学習スポーツ課
子ども将棋講習会	プロの指導で実践的な将棋の指し方を学びます。	中央公民館
公民館映画祭	小学生向けの新作映画を上映します。	中央公民館

事業	概要	担当課
スポーツ少年団スキー活動等	団体活動・自然体験などの中から、自主性、協調性を養います（小学５年生・６年生）。	生涯学習スポーツ課
児童地域間交流事業	町内小学生に他市町村の地域の方及び児童と交流をする機会を提供します（夏休みに１回）。	生涯学習スポーツ課
歳末社協イベント	中学生以下の子どもとその家族を対象に、もちつき等体験の場を提供します。	社会福祉協議会
夏休み子どもサロン	夏休みの小学生を対象に、宿題支援、昼食、遊びの場を地域の施設を活用して実施します。	社会福祉協議会

2 子どもの「生きる力」を育む教育環境の充実

(1) 幼児教育の充実

施策の方向

あらゆる機会を通じて家庭教育力の向上を含め幼児教育の充実を図るとともに、保護者への相談体制・情報提供体制の充実を図ります。また、多様な教育・保育ニーズに応える観点から、幼稚園・保育園・認定こども園の連携や就学前教育と小学校の連携を図ります。

主な取り組み

事業	概要	担当課
家庭教育学級	子育てや子どもとのかかわりに悩みや不安を持つ幼稚園児、小・中学生の保護者を対象とした学習活動の場を提供します。	生涯学習スポーツ課
保育園・認定こども園における家庭教育の推進	親子のふれあい遊びなどを通じて家庭教育力の向上を支援します。町立保育園・認定こども園では、講演会を開催し、保護者に学習の場を提供します。	こども課

(2) 学校教育の充実

施策の方向

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことのできる教育環境の向上が求められています。このため、子どもが自ら考え、主体的に判断し、行動できるような学習機会の充実とともに、心の問題への対応を図ります。また、信頼される学校づくりや地域の学校支援活動の充実など地域に開かれた学校づくりに努めます。

主な取り組み

事業	概要	担当課
少人数学習指導	きめ細かな学習指導のため、クラスを少人数に分けて授業を実施します。	学校支援室

事 業	概 要	担当課
基礎学力の向上 (全国学力・学習 状況調査の活用な ど)	全国学力・学習状況調査結果などにより学 力などの分析及び課題を見出し、必要な指 導計画を立て、基礎学力の向上を図ります。	教育総務課
心の相談員の配置 (スクールカウ ンセラーの配置)	小、中学校における児童・生徒及び保護者 の悩みごとを身近な形で気軽に相談できる 体制を構築します。	学校支援室
子どもと親の相談 員の配置	児童の不登校や問題行動について早期の段 階から対応ができるよう、全小学校に子ど もの悩みや親の不安などの相談に応じる相 談員を配置します。	学校支援室
学校評価制度	教職員、児童・生徒、保護者及び地域関係 者などの評価者により、学校運営全般につ いて専門的・客観的立場から評価を行いま す。また、評価結果は、学校・設置者など にフィードバックし、学校運営の質の向上 を図ります。	教育総務課
総合学習の推進	学習指導要領に基づき実施します。	教育総務課
教育フォーラムの 開催	教職員及びＰＴＡを対象に、教育について ともに学びます。	教育総務課
学校支援地域本部 事業	地域住民が知識や技術を生かした学校支援 活動に参加し、学校の環境整備や教育活動 の支援を行います。小学校区ごとにコーデ ィネーターを配置し、支援内容を各学校の ニーズにあわせて調整し効果的な実施を図 ります。	教育総務課
コミュニティ・ス クールの導入	社会に開かれた教育課程の実現に向けて地 域住民との情報や課題を共有し、学校と地 域をパートナーとして連携・協働し、子ど もたちの学びを充実させていくとともに、 学校を核とした地域づくりを実施します。	学校支援室

基本目標4 子どもを守る環境づくり

1 子どもの権利の尊重と児童虐待の防止

(1) 子どもの権利を尊重する意識づくり

施策の方向

住民一人ひとりが子どもの主体的な選択・決定に配慮するとともに、その権利を尊重する意識を持つように、教育・保育の場や地域において、実情に応じた人権教育や啓発活動を進めます。また、幼稚園・保育園・認定こども園、学校において、職員や保護者の意識の高揚を図ります。

主な取り組み

事業	概要	担当課
子どもの人権啓発	保育園・認定こども園入所児童を対象に各保育園・認定こども園の日常保育の中で、絵本、紙芝居などを使って人権の大切さを教えます。	こども課
子どもの人権啓発	すべての学習の中で、人権意識の高揚を図り、小中学校においては人権教育のための副読本、幼稚園においては絵本など子どもの発達段階に応じた教材を有効に使用し学習を重ねている。また、保護者を対象とした学習の機会を確保します。	生涯学習スポーツ課

(2) 子どもの虐待防止対策の強化

施策の方向

子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図るとともに、相談体制の強化を図ります。また、子どもやその保護者に対するカウンセリングや相談など、状況に応じたきめ細かなケアができる体制を整備します。

主な取り組み

事業	概要	担当課
要保護児童対策地域協議会	虐待などの早期発見及び早期通報を促すための連絡体制をつくり、情報交換を行うとともに要保護児童の支援に関する協議を行います。	こども課
子ども家庭総合支援拠点の設置検討	子どもとその家庭等を対象とした実情の把握、子ども等に関する専門的な相談対応、必要な支援の実施など、児童虐待防止の中核となる子ども家庭総合支援拠点の設置について検討します。また、子育て世代包括支援センターをはじめ、要保護児童対策地域協議会、児童相談所との連携・機能分担などの調整を図ります。	こども課
こんにちは赤ちゃん事業（乳幼児全戸訪問事業） 【再掲】	生後4か月までの乳児と母親を対象に助産師や保健師が家庭を訪問し、育児相談や児童虐待の予防に努めます。	けんこう推進課
赤ちゃん誕生おめでとう訪問活動 （民生児童委員協議会）	生後2か月の乳児と母親を対象に地域担当民生委員と主任児童委員が家庭を訪問し、「広陵町子育て情報」などを配布し、子育て応援を行います。	社会福祉課
子育て応援啓発活動 （民生児童委員協議会）	生後4か月の乳児を対象に地域担当民生委員名が記載された子育て応援パンフレットを配布し、児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応への啓発に努めます。	社会福祉課
養育支援訪問事業	要支援者の家庭を保健師が訪問し、産婦の不安や育児の悩みなどを聞き取り、必要な助言を継続的にを行います。	けんこう推進課

2 様々な子どもと子育てへの支援

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

施策の方向

近年、離婚数の増加とともにひとり親家庭が増加する傾向がみられる中、国・県の動向を踏まえながら、ひとり親家庭の子育てにかかる経済的な負担軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費の助成を実施します。また、母子、父子及び寡婦の自立した生活を支援するため、母子、父子及び寡婦福祉資金の貸付の実施など、ひとり親家庭の状況把握と日常生活及び就業への支援に努めます。

主な取り組み

事業	概要	担当課
児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童などの家庭生活の安定と自立を助け、児童が心身ともに健やかに成長するよう役立ててもらうために、父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。	こども課
母子、父子及び寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦の自立の助成と児童の福祉を増進するために貸付を行います。	こども課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の親子の健康増進を図るため18歳未満の児童を現に扶養している配偶者のいない女子（男子）及びその児童を対象に、医療費の一部を助成し、生活の安定と福祉の向上を図ります。	保険年金課
ひとり親家庭ふれあい交流事業	ひとり親家庭を対象に、親子がふれあい、社会学習につながる場として、日帰り体験旅行を実施します。	社会福祉協議会

(2) 障がい児施策の充実

施策の方向

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の連携により、一貫性、継続性のある支援体制を構築します。

また、幼稚園・保育園・認定こども園や放課後子ども育成教室における受け入れを推進するとともに、各種子育て支援事業との連携を図ります。

主な取り組み

事業	概要	担当課
放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れ推進	放課後子ども育成教室における障がい児の受け入れについては、登録希望があれば、各教室クラブ長と協議の上決定します。登録後は家庭との連携を密にし、各児童に応じたきめ細かな支援を図ります。	こども課
障がい児園訪問事業	幼稚園・保育園・認定こども園に作業療法士を派遣し、支援を必要とする園児、あるいはその疑いのある園児のそれぞれの特性を把握し、子どもにかかわる幼稚園教諭、保育士に助言、指導を行い、支援を図ります。	こども課
こども相談事業	子どもの発達や育児に対して不安のある就学までの親子を対象に、専門職による相談を通して、健やかな成長・発達を支援します。	けんこう推進課
夏季教育相談	障がいのある子どもの親が抱える就学に向けての不安や悩みについて、専門の相談員と学校・幼稚園などの教諭を交え、相談する機会をつくります。また、就学及び進学予定の学校を会場として実施することで、早期から学校と関係を構築できる機会を設けて、スムーズな就学に結びつける機会をつくっていきます。	学校支援室

事業	概要	担当課
就学相談	小・中学校への就学を前提とした教育相談として実施します。また、県からの巡回相談も利用します。さらに、園と学校との連携を深め、より適切な就学指導へつなげていきます。	学校支援室
まなび相談室	障がいのある子どもの親が抱える不安や悩みについて、継続的に相談してもらえる場を提供します。相談には障がい児教育が専門の臨床心理士が担当します。	学校支援室
通級指導教室による通級指導	町立小学校に開設している通級指導教室で町立小学校の通常学級に在籍する障がいのある児童に学習場面や生活場面で生じる困難を改善、克服することができるように、対象者の有する能力に応じた特別の指導を行います。	学校支援室
障がい児相談支援事業	障がいに関する相談や助言を行うとともに、障がい児や家族同士のつながりの場を提供します。	社会福祉課
障がい者総合支援法のサービス（介護給付費、補装具、地域生活支援事業）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所し、施設で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。また、身体機能を補うための用具の購入や修理に要する費用の支給、余暇活動などに参加するための外出支援などを行います。	社会福祉課
児童福祉法のサービス（障がい児通所給付費・障がい児相談支援給付費）	通所施設において、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。通所するにあたり、指定障がい児相談支援事業所がサービス利用計画を作成します。	社会福祉課

事 業	概 要	担当課
障がい福祉年金	障がい者（児）の福祉の増進のため、身体障がい者手帳１級から６級、療育手帳Ａ・Ｂ及び精神障がい者保健福祉手帳１級から３級を所持している方に対し年２回支給します。	社会福祉課
重度心身障がい者・児福祉タクシー	身体障がい者手帳１級または２級、療育手帳Ａ１またはＡ２の障がい者（児）に対し、福祉タクシー利用料金の一部（基本料金部分）を助成します。	社会福祉課
紙おむつ等支給事業	在宅の寝たきり障がい者（児）に対し、紙おむつ及びおむつカバーを支給します。	社会福祉課
理容・美容サービス事業	在宅の身体障がい者手帳１級または２級で、寝たきりの障がい者（児）に対し、訪問による理美容サービスを実施します。	社会福祉課
布団丸洗いサービス事業	在宅の身体障がい者手帳１級または２級で、寝たきりの障がい者（児）に対し、布団丸洗いサービスを実施します。	社会福祉課
障がい者等入院時コミュニケーション支援事業	身体障がい者手帳１級または２級、療育手帳Ａ１またはＡ２、精神障がい者保健福祉手帳１級を所持し、意思疎通が困難な障がい者（児）（就学前児童は除く。）が入院した際、医療従事者等と対象者の意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守りを行います。	社会福祉課
難聴児補聴器購入費助成金	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。	社会福祉課

(3) 経済的困難を抱える家庭への支援

施策の方向

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことのできる機会と環境を提供します。

主な取り組み

事業	概要	担当課
子どもの貧困対策事業	貧困状態にある子どもの把握に努め、家庭、学校のほか、第3の居場所づくり等の研究を行います。	こども課
歳末慰問事業	要保護、準要保護世帯の小・中学校の子どもに図書カード等を配布します。	社会福祉協議会

3 子どもの安全の確保

(1) 交通安全対策の強化

施策の方向

関係機関と連携し、通学路や交通量の多い道路等、子どもにとって危険な場所の把握・対策に努めるとともに、子どもたちの交通安全知識の向上を図ります。また、乳幼児の事故防止に向け、様々な機会を捉えた啓発活動を行います。

主な取り組み

事業	概要	担当課
交通安全施設など整備事業	安全点検を実施し、危険のない施設の整備を行います。また、自治会などとも連携して、各地区の安全な環境の整備に努めます。	環境・安全安心課
交通安全教室の開催	園児・児童・生徒に対して、交通指導員が学校・園で安全教室を開催し、交通安全教育の推進を図ります。	環境・安全安心課
チャイルドシート、児童・幼児の自転車乗車時のヘルメット着用の推進	児童の保護者に対し、チャイルドシートや自転車乗車時のヘルメットの着用について啓発を行い、着用を推進します。	環境・安全安心課
広陵町交通安全推進日における交通安全立哨	春と秋の交通安全運動期間と、毎月1日、15日、25日（学校長期休業期間を除く）に、園児・児童・生徒の通園・通学時に、広陵町交通安全対策協議会理事、各大字・自治会役員が交差点において立哨し、町の広報車2台により交通安全の巡回啓発広報を実施します。	環境・安全安心課
「通学路」の看板設置	通学路の安全を確保するために「通学路」の看板の設置を行います。	環境・安全安心課

(2) 防犯対策の強化

施策の方向

子どもが被害者となる犯罪を未然に防ぎ、子どもが安全に暮らせる環境づくりに向け、防犯灯の整備など犯罪が起こりにくい環境整備とともに、地域安全推進委員と連携し、防犯ボランティア活動、防犯パトロールや子どもの見守り活動など、地域住民が主体となった地域の防犯活動を支援します。

主な取り組み

事業	概要	担当課
防犯灯の整備促進	安全なまちづくりに向けての環境整備として、地域の要望に応じて設置します。	環境・安全安心課
子どもを対象とした防犯指導の実施	安心・安全なまちづくりに向けて、子どもたちに対し防犯指導を行うことにより、危険を未然に防止できるよう努めます。	環境・安全安心課
「子ども１１０番の家」の設置促進	園児・児童・生徒の危険を未然に防止するため、町内全家庭が子どもたちの安全を確保する考えのもとに、子ども１１０番の家の活用を図ります。	環境・安全安心課
防犯ボランティア活動への支援	「人にやさしいまちづくり推進事業」の防犯事業を区・自治会に推進するとともに、防犯ボランティア活動を支援します。	環境・安全安心課
子どもの見守り活動の推進	子どもの見守り活動の啓発を行い、地域見守りボランティアを募集し、その活動を支援します。	環境・安全安心課
防犯パトロールの実施	子どもの安全を守るため、ＰＴＡや各種団体と連携して巡視・啓発活動を実施します。	生涯学習スポーツ課

(3) 安心できる生活空間の確保

施策の方向

ユニバーサルデザインに配慮した道路の整備を図るとともに、安全な道路環境の整備を推進します。

主な取り組み

事業	概要	担当課
狭あい道路整備等促進事業	集落内の道路幅員を拡幅することにより、生活道路としての機能向上とともに、防災面においても安全な道路環境整備を実施します。	都市整備課
交通安全施設など整備事業	歩行者・自転車などの安全と快適性を確保します。	都市整備課
奈良県福祉のまちづくり条例に基づく整備の推進	障がい者（児）、高齢者をはじめとするすべての住民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、住民の福祉の増進を図ります。	都市整備課
移動等の円滑化のための町道の構造に関する条例に基づく整備の推進	歩道・車道利用を安全かつ円滑に通行することを確保するための構造を図り推進します。	都市整備課
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例に基づく整備の推進	高齢者・障がい者（児）にとって、公園施設等の利用が円滑に利用可能とするために構造基準を設け、推進します。	都市整備課

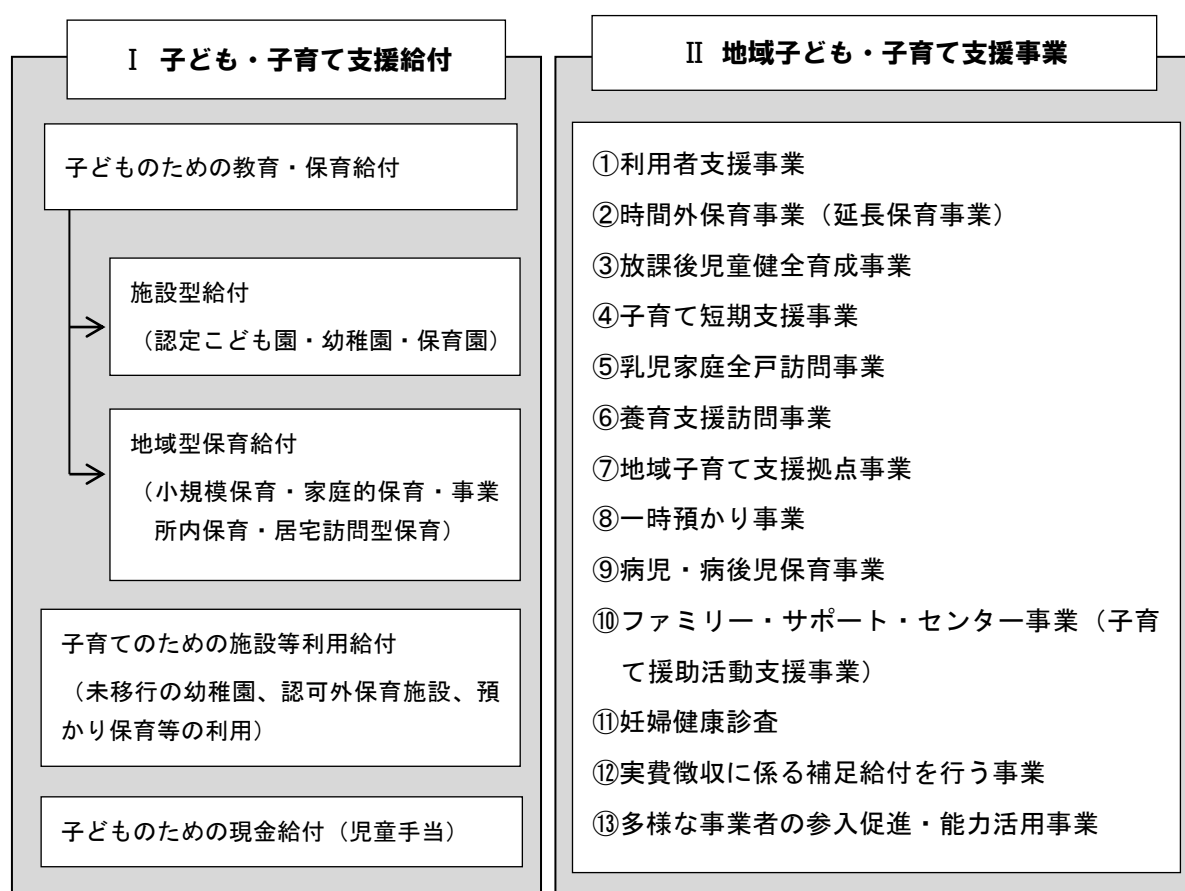
第5章 子ども・子育て支援の具体的事業目標

1 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像

子ども・子育て支援新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。また、幼児教育・保育の無償化により、子育てのための施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

また、「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、各事業について、量の見込みや確保方策を設定する必要があります。

子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者は、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。認定は6つの区分に分かれており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時間保育）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時間保育） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号） 認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	

(2) 認定基準

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

認定基準

■保育を必要とする事由

就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障がい・同居親族等の介護・看護等

■保育時間

主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」及び主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」の2種類

■入所を優先する事情

ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

(3) 確保の内容及び実施時期

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、アンケート調査結果、人口推計等から認定区分ごとの見込みを算出しました。

確保方策（供給体制）については、平成31年4月1日現在、保育園が6か所、幼稚園が5か所、認定こども園が1か所、小規模保育施設が1か所となっています。

供給体制については、町立幼稚園・保育園の認定こども園化等を考慮し、今後も供給体制の確保に努めます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付方法について検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、奈良県に対して協力を要請することができることを踏まえ、奈良県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

3 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、教育・保育提供区域について、区域内の量の見込みや量の調整に柔軟に対応できること、利用者の細かなニーズに対応できることから、全町を 1 区域として設定します。

教育・保育の「量の見込み」に対する「確保内容」及び「実施時期」

1号認定（認定こども園及び幼稚園）の量の見込みと確保内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	359 人	361 人	356 人	352 人	344 人
②確保内容	982 人	982 人	982 人	822 人	822 人
②－①	623 人	621 人	626 人	470 人	478 人

2号認定（認定こども園及び保育園）の量の見込みと確保内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	612 人	613 人	605 人	598 人	582 人
他市町村の子ども	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
②確保内容					
保育園、認定こども園	598 人	598 人	598 人	618 人	618 人
他市町村の施設	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
②－①	－14 人	－15 人	－7 人	20 人	36 人

3号認定（認定こども園、保育園及び地域型保育）の量の見込みと確保内容

1・2歳児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	305 人	297 人	294 人	287 人	281 人
他市町村の子ども	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人
②確保内容					
保育園、認定こども園、地域型保育事業	283 人	283 人	283 人	293 人	293 人
他市町村の施設	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
②－①	－22 人	－14 人	－11 人	6 人	12 人

0歳児	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	59 人	57 人	56 人	55 人	54 人
香芝市の子ども	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
②確保内容					
保育園、認定こども園、地域型保育事業	55 人	55 人	55 人	60 人	60 人
他市町村の施設	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
②－①	－4 人	－2 人	－1 人	5 人	6 人

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

令和2年度から5年間における量の見込みについては、教育・保育と同様に、原則、国から示された「算出の手引き」に基づき推計しました。ただし、国の基本指針において「地域の実情にあわせて見込むことが可能」とされていることから、国の手引きによる量の見込みが実態と大きくかい離した場合には、アンケート調査結果や過去の実績値から量の見込みを算出しました。

量の見込みに対応した、提供体制の確保方策やその実施時期を以下のとおり定め、各年度の進捗管理を図ります。

(1) 利用者支援事業

事業内容

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもまたは保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業です。事業形態は以下の3種類があります。

事業形態
・ 基本型（独立した事業として行われている形態） ・ 特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態） ・ 母子保健型（保健師等の専門職により保健センター等において行われる形態）

現 状

平成30年10月に、子ども・子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）を開設し、多様化する相談内容やニーズに対し、助産師、保健師及び保育コンシェルジュによる個別のニーズにあった情報を提供し、妊娠期から就学まで切れ目のないチームアプローチによる子育て支援を実施しています。

量の見込みと確保内容

利用者支援に関する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
基本型・特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

確保方策

妊娠期から子育て期の妊娠、出産、子育て等に関する様々な悩み等に対応するため、引き続き保健師等が妊産婦等への相談支援を実施し、切れ目ない支援体制を構築するとともに、医療機関や関係機関と連携した支援を図ります。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容

時間外保育事業は、保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、保育園等における11時間の開所時間を超えて、保育時間を延長する事業です。

現 状

本町では、勤務時間や通勤時間の都合で開所時間（11 時間保育）を超えて保育が必要な世帯を対象に、すべての保育園と認定こども園で延長保育を実施しています。

量の見込みと確保内容

時間外保育事業（延長保育事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	137 人	136 人	135 人	133 人	129 人
②確保内容	150 人 7か所	150 人 7か所	150 人 7か所	150 人 7か所	150 人 7か所

確保方策

今後も、保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等によるニーズ変化を踏まえ、必要なサービス量を確保していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）

事業内容

放課後児童健全育成事業は、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に実施しています。

現 状

本町では、すべての小学校区（5小学校区）で放課後子ども育成教室（7クラブ）を開設しており、開所時間については、平日は放課後から午後6時 30 分まで、土曜日、長期休業期間は午前8時から午後6時 30 分までとなっています。

量の見込みと確保内容

放課後児童健全育成事業（放課後子ども育成教室）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		598 人	597 人	596 人	595 人	596 人
	1年生	156 人	154 人	153 人	150 人	151 人
	2年生	147 人	146 人	144 人	142 人	143 人
	3年生	118 人	117 人	115 人	114 人	115 人
	4年生	97 人	99 人	101 人	104 人	103 人
	5年生	59 人	59 人	61 人	62 人	62 人
	6年生	21 人	22 人	22 人	23 人	22 人
②確保内容		598 人	598 人	598 人	598 人	598 人

確保方策

人口増のみられる校区では定員に対する希望者が上回るなど受け皿の確保が課題となっていることから、確保に向けた取り組みを進めます。また、地域社会の中で多様な体験・活動を行うことができる環境整備を進めます。

新・放課後子ども総合プラン行動計画の内容

①放課後子ども育成教室の事業目標量

地域ニーズ等に対応して、各クラブの充実を図ります（目標事業量など整備目標については、前ページ「量の見込みと確保内容」に掲載）

②放課後子ども育成教室の実施計画

現状のクラブ数を維持し、今後も本町の小学校に在籍する１年生から６年生のすべての児童を対象に、放課後や学校休業日に安心・安全な子どもの活動拠点（居場所）を提供し、子どもの健全な育成を行います。

③放課後こども育成教室の一体的な、または連携による実施に関する方策

放課後こども育成教室をはじめ、学力向上推進支援事業（広陵放課後塾）など、放課後対策に関する事業の実施においては、事業の連携等を図ります。

④小学校の余裕教室等の活用に関する方策

既存施設（学校施設）の活用により放課後児童の安全・安心な居場所づくりを進めます。

⑤特別な配慮を必要とする児童への対応

障がい児などの受け入れについて、各教室クラブ長と協議の上、受け入れ体制の確保に努めるとともに、家庭との連携を密にし、各児童に応じたきめ細かな支援を図ります。

⑥円滑な事業推進を図るための方針

教育委員会と福祉部局において定期的に情報の交換等を行う機会を設け、事業の現状や課題などの把握に努めます。

⑦地域の実情に応じた開所時間の延長等

施設整備の状況やニーズの把握に基づき開所時間等の延長を検討し、必要に応じて調整を行います。

(4) 子育て短期支援事業

事業内容

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育が一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童を預かる事業で、次の2つがあります。

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）

児童の保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます（宿泊を伴います）。

夜間養育等事業（トワイライトステイ事業）

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童養護施設等で預かる事業で、2か月を限度に利用できます。

現 状

本町では、県内6施設と連携し、保護者の様々な理由により、養育を受けることが一時的に困難となった児童について支援しています。

量の見込みと確保内容

子育て短期支援事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
②確保内容	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

今後も、児童養護施設等と連携し、ニーズにあわせた対応を図ります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問（生後2か月まで）を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

現 状

出生届を提出した方を対象に、保健師等が家庭訪問を行い、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行っています。平成30年度での乳児家庭全戸訪問事業における訪問率はほぼ100%となっています。

量の見込みと確保内容

乳児家庭全戸訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (訪問件数)	180 件	180 件	180 件	180 件	180 件
②量の見込み (訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%
③確保内容	実施体制:7人 実施機関:けんこう推進課				

確保方策

今後も、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、訪問率100%を目指します。

(6) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行う事業です。

現 状

乳児家庭全戸訪問事業の面談等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭または虐待のおそれやリスクを抱える家庭を把握し、保健師等が訪問・相談指導を行っています。

量の見込みと確保内容

養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	15 件	15 件	15 件	15 件	15 件
②確保内容	15 件	15 件	15 件	15 件	15 件

確保方策

今後も、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を図ります。

(7) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

地域子育て支援拠点事業は、主に乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークル等への支援、子育てに関する情報提供、育児講習等の事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。

現 状

本町では、「広陵北かぐやこども園なかよし広場」、「さわやかホールなかよし広場」、「マミつどいの広場」（香芝市との連携事業）の3か所で実施しており、子育て家庭の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流する場を提供するとともに、育児相談や情報の提供を行っています。

量の見込みと確保内容

地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	689 人回	671 人回	662 人回	647 人回	632 人回
②確保内容	700 人回 (3か所)	700 人回 (3か所)	700 人回 (3か所)	700 人回 (3か所)	700 人回 (3か所)

※人回：人数×回数で月間の需要量を示す。例えば15人が10回利用した場合には150人回となる。

確保方策

今後も、地域子育て支援拠点事業の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(8) 一時預かり事業

事業内容

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と、満1歳から就学前までの児童を、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどにお子さんを一時的に預かる事業です。

現 状

本町では、すべての幼稚園と認定こども園（1号認定）で、教育時間終了後に、預かり保育を実施しています。また、満1歳から就学前までの児童を対象に、広陵南保育園、馬見労務保育園、広陵北かぐやこども園の3か所で一時保育を実施しています。

量の見込みと確保内容

一時預かり事業

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定による利用	13,735 人日	13,803 人日	13,609 人日	13,472 人日	13,135 人日
	2号認定による利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	その他	600 人日	583 人日	576 人日	566 人日	553 人日
②確保内容		18,930 人日 (11 か所)	18,930 人日 (11 か所)	18,930 人日 (11 か所)	18,930 人日 (11 か所)	18,930 人日 (11 か所)

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

事業・制度の周知など利用促進を図るとともに、保護者が安心して預けることのできる受け入れ環境及び実施体制の充実を図ります。

(9) 病児・病後児保育事業

事業内容

病児・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病児保育」は病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関に併設されている病児保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育園等に併設している病後児保育室で預かる事業です。

現 状

本町では、病後児保育を1か所の保育園（馬見労務保育園）で実施しており、平成31年4月から利用料を減額し利用促進を図っています、病児保育は大和高田市の診療所（土庫こども診療所病児保育園「そうさんのおうち」）と連携して実施しています。

量の見込みと確保内容

病児・病後児保育事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	522 人日	517 人日	511 人日	503 人日	491 人日
②確保内容	960 人日 (2か所)	960 人日 (2か所)	960 人日 (2か所)	960 人日 (2か所)	960 人日 (2か所)

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

確保方策

住民への事業・制度の周知など利用促進を図るとともに、事業内容の向上に努めます。

(10) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業内容

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしてほしい方と、育児の援助をしたい方が会員となり、仕事と育児の両立ができる環境等を整備し、地域の中で子どもたちが健やかに育っていけるよう、会員組織による地域の助けあい活動を進める制度です。

現 状

本町では、未実施となっています。

量の見込みと確保内容

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保内容	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※人日：人数×日数で年間の需要量を示す。例えば15人が10日間利用した場合には150人日となる。

※本町では現在実施していない。また、量の見込み等は小学生（6歳～12歳児）を対象とした見込みを掲載している。

確保方策

今回のアンケート調査結果では、保護者のニーズを把握することはできませんでしたが、ファミリー・サポート・センター事業への保護者の潜在的ニーズはあると思われます。今後、保護者のニーズ把握に努めるとともに、事業の実施について検討していきます。

(11) 妊婦健康診査

事業内容

妊婦健康診査は、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、妊婦の健康の保持増進を図る事業です。

現 状

本町では妊婦の健康管理を目的に、医療機関に委託して健康診査を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

量の見込みと確保内容

妊婦健康診査

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		280人 (健診回数) 3,920回	280人 (健診回数) 3,920回	280人 (健診回数) 3,920回	280人 (健診回数) 3,920回	280人 (健診回数) 3,920回
②確保内容	実施場所	県内医療機関に委託して実施を基本とする				
	実施体制					
	検査項目	厚生労働省が示す健診実施基準に準ずる				
	実施時期	通年				

確保方策

必要量を提供する体制はできており、今後は、関係機関との連携を図りながら、妊娠届出時の面接や広報などを通じた受診勧奨を行い、受診率の向上に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事の参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、幼児教育の無償化に伴い給食費（副食費に限る）の実費徴収が開始され、低所得世帯に対しては給食費を減免する制度となっています。国の減免制度が及ばない私立幼稚園に通園する低所得世帯に対しても実費徴収に係る補足給付により同様の支援を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

確保方策

多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」を的確に把握し、新規参入の必要性が生じた場合には、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談、助言等の実施を検討します。

5 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

(1) 教育・保育の一体的な提供の推進

保育士や幼稚園教諭の指導力の向上と幼児教育・保育の内容充実を図るとともに、保育園・幼稚園・認定こども園同士、園と小学校などが、互いに抱える現状の課題などについて情報交換を行うなど、連携強化を図ります。また、教育・保育施設及び地域型保育事業相互の連携推進に努めます。

(2) 認定こども園の推進

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育園機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

現在、広陵北かぐやこども園を開設していますが、今後も、保護者の教育・保育ニーズや各園の施設状況を踏まえ、幼保一体化総合計画に基づき、幼稚園の保育機能を段階的に充実させ、段階的に幼保連携型認定こども園への移行を推進します。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

(4) 保育士等の質の向上と人材確保

質の高い教育・保育を提供するためには、保育士・幼稚園教諭の専門性や経験が重要になります。保育士と幼稚園教諭の合同研修会の開催などを通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

また、保育サービスの充実のためには、保育士・幼稚園教諭の確保が不可欠であることから、人材確保に向けた取り組みに努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

(1) 総合的な施策の推進

本計画に位置づけている施策は、母子保健・保育・教育・就労環境・生活環境・男女共同参画など広範囲の分野にわたっており、庁内の各課や関係機関の多くが実施主体となっています。そのため、町全体が子どもと子育てを支える環境となるためには、それぞれの実施主体が有機的に結びつき計画全体を推進していく必要があります。計画の推進にあたっては、こども課が中心となり、各課や関係機関との連絡・調整を密にし、これまで以上に連携を強化していきます。

(2) 県や国との連携

本計画に位置づけている諸施策の中には、町単独ではなく国や県との連携のもとで実施しているものがあるように、すべての施策を町単独で実施できるわけではありません。また、社会状況が変化していく中で、町の方向性を考えていくためにも、国や県が進める施策との整合性を図っていく必要があります。そのため、計画の推進にあたっては、国や県との連携強化に努めます。

(3) 住民への計画の周知

本計画では、行政が実施主体となる公的な支援策に加え、ボランティア活動や地域活動、家庭での取り組み、事業所の役割なども位置づけています。

住民をはじめ事業所、関係団体がこの計画の考え方や具体的な取り組みを知ること、それぞれの立場に応じた協力体制の確立が必要となることから、計画・施策の周知に努めます。

(4) 相談体制の充実

各種サービスの利用や町の進める取り組みについて、様々な疑問や相談が発生することが予想されます。そのため、こども課が中心となり、幼稚園・保育園・認定こども園、関係部署等が情報の共有化を図るとともに、各事業実施主体が計画の趣旨等を十分に理解し、住民の要望・相談等に応じられる体制づくりを進めます。

また、相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう、専門機関へのつなぎなど問題解決への支援を図ります。

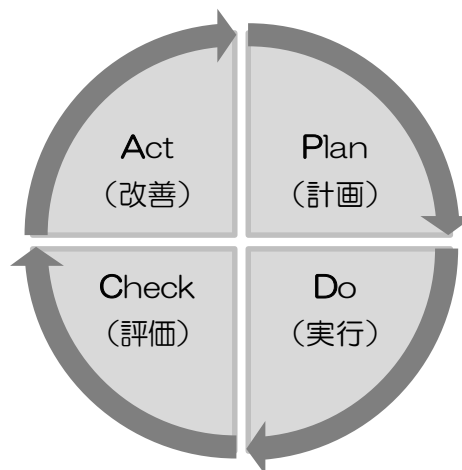
2 計画の進行管理

(1) 計画の評価体制の確立

計画の着実な推進のために、各関係課や関係団体が一体となった取り組みを進めるとともに、定期的に進行状況等を確認しながら、その都度必要な改善を図るなど、PDCAサイクル（Plan [計画] → Do [実施・実行] → Check [検証・評価] → Act [改善]）のプロセスを踏まえた計画の進行管理に努めます。

また、「広陵町子ども・子育て会議」において、計画の進捗状況の点検・評価等について定期的に審議を行います。

PDCAサイクルのイメージ



(2) 施策・事業の質の向上を図るための取り組み

各施策や事業の実施においては、ニーズに応じた必要な量の確保とともに、事業の質の向上を目指し、利用者へのアンケート調査等を実施し、改善につなげるなどの取り組みを進めます。

資料編

1 計画策定について

(1) 広陵町子ども・子育て会議条例

広陵町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づく合議制の機関として、広陵町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じて本町の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し、町長に答申し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

(2) 子どもの保護者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 一般公募により募集し、町長が子ども・子育て支援に寄与すると認める者

(委員の任期)

第 4 条 会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども・子育て支援担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月広陵町条例第30号)の一部を次のように改正する。

【※一部改正の内容については省略】

(2) 広陵町子ども・子育て会議委員名簿

(◎会長、○副会長)

No.	委員選出区分	氏 名	備 考
1	学識経験者	◎ 大城 愛子	畿央大学准教授
2		小田 雅代	主任児童委員
3		森田 サエ子	元大和高田市指導主事
4		高川 健	国保中央病院小児科主任部長
5	保護者	森 夏美	広陵南保育園保育会役員
6		丸谷 綾子	広陵北かぐやこども園PTA会長
7		田畠 美知香	広陵北小学校PTA会長
8		南本 綾香	放課後子ども育成教室保護者
9	子ども・子育て 支援事業従事者	○ 齋藤 浩敏	馬見労務保育園園長
10		野村 佳代子	広陵西幼稚園園長
11		福西 嘉弘	真美ヶ丘第一小学校校長
12		濱崎 由昭	放課後子ども育成教室クラブ長
13	公募	新谷 眞貴子	
14		宮地 陽子	
15		高倉 久枝	

※備考の内容は委嘱時点

(3) 策定経緯

日 程	内 容
平成30年10月31日	平成30年度 第2回広陵町子ども・子育て会議 (第2期子ども・子育て支援事業計画の策定方針、ニーズ調査の実施など)
平成30年12月	「広陵町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の実施
平成31年3月5日	平成30年度 第3回広陵町子ども・子育て会議 (アンケート調査結果、将来の子ども人口の見通し、グループワークなど)
令和元年5月23日	令和元年度 第1回広陵町子ども・子育て会議 (第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況、第2期子ども・子育て支援事業計画に係る事業量の見込みなど)
令和元年9月30日	令和元年度 第2回広陵町子ども・子育て会議 (第2期子ども・子育て支援事業計画骨子案の検討など)
令和元年11月26日	令和元年度 第3回広陵町子ども・子育て会議 (第2期子ども・子育て支援事業計画素案の検討についてなど)
令和元年12月	計画案に対するパブリックコメントの実施
令和2年1月27日	令和元年度 第4回広陵町子ども・子育て会議 (パブリックコメント報告、計画の承認など)
令和2年3月11日	令和2年第1回広陵町議会定例会において議決

2 用語解説

【か行】

合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされています。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条に基づき、有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして内閣府に設置された会議。本町では、同法第77条第1項に基づき、「広陵町子ども・子育て会議」を設置しています。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。この3法に基づき、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとされています。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定めた計画。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく制度。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

【さ行】

小1の壁

共働きやひとり親世帯において、保育園の時期と異なり、小学校入学後に親の退社時間

まで子どもを預ける施設がないことで子どもの小学校入学を期に、仕事と育児の両立が困難になること。

【た行】

地域型保育事業

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、乳幼児の成長を支援するために、19人以下の少人数の保育により、0歳から2歳児までの乳幼児を預かる事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に定められた、①利用者支援事業、②時間外保育事業（延長保育事業）、③放課後児童健全育成事業、④子育て短期支援事業、⑤乳児家庭全戸訪問事業、⑥養育支援訪問事業、⑦地域子育て支援拠点事業、⑧一時預かり事業、⑨病児・病後児保育事業、⑩ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、⑪妊婦健康診査、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業の13事業。市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画において、各事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めることとされています。

【な行】

認定こども園

就学前の子どもを持つ保護者の就労の有無にかかわらず、幼稚園と保育園の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

【や行】

ユニバーサルデザイン

はじめから、年齢や性別、能力などにかかわらず、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方。

【ら行】

労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」のこと。仕事と家庭生活や地域活動などの「仕事以外の活動」とのバランスをとり、多様な働き方や生き方が選択できるようにすること。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上、社会・経済の活性化に寄与するといわれています。

【ABC】

DV

ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあったパートナーからの暴力のこと。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるため。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

PDCAサイクル

計画や事業等を実施する場合に、PDCA（Plan：計画 → Do：実行 → Check：検証 → Act：改善）のサイクルを行うこと。特に改善を次の計画に反映してシステムを循環させる継続的な改善活動。

広陵町子ども・子育て支援事業計画（第２期）

【令和２年度～令和６年度】

発 行：広陵町

編 集：広陵町福祉部こども課

発行年月：令和２年３月

〒635-0821 奈良県北葛城郡広陵町大字笠 161 番地 2

電話：0745-55-6820 ファックス：0745-54-5324

E-mail：info@town.koryo.nara.jp

URL：http://www.town.koryo.nara.jp